

厚岸町過疎地域持続的発展計画

2026 ▶ 2030
(令和8年度～令和12年度)

北海道 厚岸町

目次

1	基本的な事項	
(1)	厚岸町の概況	1
ア	厚岸町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件	1
①	自然的条件	
i	地勢及び面積	
ii	気候	
②	歴史的条件	
③	社会的・経済的条件	
イ	厚岸町における過疎の状況	2
①	人口等の動向	
②	過疎地域持続的発展市町村計画（令和7年度まで）の実績及び評価	
ウ	厚岸町の社会的・経済的発展の方向	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	厚岸町の行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	8
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	8
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7)	計画期間	10
(8)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	11
(2)	その対策	11
(3)	事業計画	14
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	15
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	20
(3)	事業計画	28
(4)	産業振興促進事項	30
(5)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	30
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	事業計画	32
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	32

5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	34
(3)	事業計画	37
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	38
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	42
(3)	事業計画	49
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	51
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	52
(2)	その対策	54
(3)	事業計画	59
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	62
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	63
(2)	その対策	63
(3)	事業計画	64
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	64
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	65
(2)	その対策	66
(3)	事業計画	71
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	72
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	73
(2)	その対策	73
(3)	事業計画	74
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	74

11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	75
(2)	その対策	75
(3)	事業計画	77
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	77
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	78
(2)	その対策	78
(3)	事業計画	78
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	79
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	80
(2)	その対策	81
(3)	事業計画	83
(4)	厚岸町町有施設等総合管理計画との整合	83
14	過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	84

1 基本的な事項

(1) 厚岸町の概況

ア 厚岸町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件

① 自然的条件

i 地勢及び面積

厚岸町は、北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は別海町・標茶町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く進入して厚岸湖を抱き太平洋に面しており、東西35.5km、南北45.1km、総面積739.12km²の広さとなっています。

厚岸湖及び厚岸湾の海岸線には漁村が点在しています。また、北部の波状丘陵地帯には広大な酪農地帯が形成されています。

ii 気候

気候は、春から夏にかけては海霧の影響を受けるため日照時間が短く、秋は降水量も少なく晴天が続き、冬は比較的晴れの日が多いものの厳寒期の凍結が著しい気候条件にあります。

② 歴史的条件

厚岸町には数多くの遺跡が残されており、太古から人々の暮らしが続いてきたことがうかがえます。寛永年間（1624～1643）には松前藩によるアッケシ場所が開設され、アイヌの人々との交易が行われていたほか、同20年にはオランダ船が探検に訪れた史実が残るなど、北海道でも歴史が古い道東文化発祥の地です。

明治23年6月、山形県や石川県など8県の士族屯田兵440戸の移住によって太田屯田兵村（のちの太田村）が創設され、2個中隊を編制し、北太平洋の警備と農業開拓に従事しました。

明治33年7月には、北海道一級町村制が施行され、4町7村（湾月町、若竹町、梅香町、松葉町、奔渡村、真竜村、苦多村、床潭村、末広村、璃瑠瀾村、別寒辺牛村）が合併して厚岸町となりました。さらに、昭和30年4月には、町村合併促進法により太田村の南半分を編入合併して今日の厚岸町に至っています。

③ 社会的・経済的条件

厚岸町は恵まれた自然環境の下、多彩な水産物や広大な草地など豊かな地域資源による産業を基軸に、人々の生活の基盤を築きながら歴史ある文化を育み、今日まで発展を遂げてきました。

水産業については「水産業の安定供給基盤・体制の確保」「環境・生態系保全とグリーン社会の構築」「安全安心な漁業地域づくり」「漁村地域の総合的な振興」を目指すことを目的とした「厚岸地域マリンビジョン計画」に基

づき、漁港の整備や増養殖漁業の振興、厚岸産水産物のPRの拡大などの取組を推進してきました。今後も水産物の安定供給と将来にわたる漁業生産の維持を図るため、漁業資源の管理や安定的な増養殖事業の推進、海域の環境保全や担い手の育成支援などにより、水産関連産業全体の底上げを図る必要があります。

農業については、「環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした協定（TPP11）」や「欧州連合との経済連携協定」が発効され、さらに、「日米貿易協定」の影響が懸念される中、経済の国際化による競争が深化することにより、先行き不安や不透明感に加え、後継者の不在などから酪農経営の縮小や離農が発生している状況にあります。その反面、酪農経営の継続と安定化に向け、生産コストの低減と労働の省力化を図るため、乳牛飼育頭数の増頭などの大規模化が一部進んでいます。また、後継牛を育成する中核的な施設である町営牧場においては、施設や機材の老朽化が進み、改修や更新を随時行っていますが、厚岸町営牧場の中長期計画に基づく改修と預託方法を合わせた総合的な検討が必要となっています。

イ 厚岸町における過疎の状況

① 人口等の動向

厚岸町の人口は、国勢調査によると令和2年は8,892人となっており、昭和35年の20,185人をピークに減少傾向が続いています。

年齢階層別の推移を見ると、15歳から64歳までの生産年齢人口は一定の割合で減少が続き、令和2年には減少傾向が強まっています。一方、14歳以下の年少人口は高い減少傾向が続き、令和2年にその傾向は緩やかになったものの、依然として高い減少傾向にあります。また、65歳以上の老年人口は平成12年をピークに増加傾向は緩やかになったものの、他の階層が減少している中での増加であることから、高齢化が一層進んでいる状況にあります。

人口増減の要因別内訳については、増加が続いていた自然増減は、各年でばらつきがあるものの、出生数の減少傾向が強まったことで平成14年から減少に転じ、その傾向も強まっています。社会増減については依然として減少が続いており、自然減と相まって総人口の減少に拍車を掛けている状況にあります。

② 過疎地域持続的発展市町村計画（令和7年度まで）の実績及び評価

これまで過疎地域の対策として、基幹産業である水産業や農業のほか、特用林産業や観光開発などの基盤整備を進めるとともに、町道の整備、町営住宅や公共下水道の整備など生活基盤の整備充実、教育文化施設の整備など、各分野において厚岸町の特性を生かしたまちづくりを年次的に実施し、地域経済の活性化や定住条件の整備を積極的に推進してきました。

しかし、依然として雇用の拡大が進まず、若年層を中心とした町外への人口流出が続いています。さらに、生産年齢人口（15～64歳）の減少や少子高

齡化が急速に進行しており、これまで過疎対策を推進してきたものの決定的な打開策とはなっていないのが現状です。

令和6年度に改訂した第6期厚岸町総合計画においても引き続き人口減少に歯止めをかける施策の展開を位置付けており、活力あるまちを維持するため効果的な振興策に取り組む必要があります。

ウ 厚岸町の社会的・経済的発展の方向

厚岸町は、恵まれた自然環境と豊かな農林水産資源などを有し、古くから道東文化発祥の地として開かれ、先人たちのたゆみない努力によって、幾多の困難を乗り越えながら発展してきました。

しかし、近年の社会情勢は急速に変化しており、厚岸町においても人口減少、少子高齢化の急速な進行、高度情報化とグローバル化のさらなる進展、さらには地球環境問題の深刻化とエネルギー事情の変化など多くの課題を抱えています。

このような状況の中、将来にわたって豊かな町民生活を実現し、次世代に誇れるまちづくりを進めるためには、時代の流れを見据えながら、本町の持つ個性や特性を活かした長期的なまちづくりを推進することが必要です。

このため、第6期厚岸町総合計画で掲げた「めざすまちの姿」である「みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって」というキャッチフレーズを合い言葉として、夢と誇りを持てるまちづくりを目指し、町民と行政が共に歩んでいかなければなりません。

平成3年4月に過疎地域の市町村と指定され、これからも過疎化は依然進行することが予想されるところでありますが、今後も引き続き、第6期厚岸町総合計画、厚岸町過疎地域持続的発展計画の推進により、自然、味覚など豊かな資源に恵まれた厚岸町の特性を生かし、漁業、農業などの既存産業と観光産業などを有機的に結び付け、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るとともに、生活環境や福祉、医療施策を総合的に推進し、住民福祉の向上など定住環境整備に努め、地域の持続的発展に引き続き最大の力を入れていく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

厚岸町の人口は、国勢調査によると令和2年は8,892人となっており、昭和35年の20,185人をピークに減少傾向が続いています。令和2年の総人口8,892人の年齢階層別の人口は、年少人口（0～14歳）が900人（10.1%）、生産年齢人口（15～64歳）が4,809人（54.1%）、老年人口（65歳以上）が3,182人（35.8%）となっており、超高齢社会に突入した以降も高齢化率の上昇が続いています。

年齢階層別の推移を見ると、15歳から64歳の生産年齢人口は一定の割合で減少が続き、令和2年には減少傾向が強まっています。一方、14歳以下の年少人口は高い減少傾向が続き、令和2年にその傾向は緩やかになったものの、依然として高い減少傾向にあります。また、65歳以上の老年人口は平成12年をピークに増加傾向は緩やかになったものの、他の階層が減少している中での増加であることがか

ら、高齢化が一層進んでいる状況にあります。

人口増減の要因別内訳については、増加が続いていた自然増減は、各年でばらつきがあるものの、出生数の減少傾向が強まったことで平成14年から減少に転じ、その傾向も強まってきています。社会増減については依然として減少が続いており、自然減と相まって総人口の減少に拍車を掛けている状況にあります。

このまま年少人口が減少すれば必然的に生産年齢人口も減少し、子どもを出産する年代の人口も減少します。そうすると、さらに出生数が減少するということは、現在の国立社会保障・人口問題研究所による推計でも示されています。

厚岸町の産業別従事者数は、令和2年の国勢調査によると5,153人となっており、昭和45年の8,944人をピークに減少傾向が続いています。第1次産業従事者数については、減少が続いており、基幹産業である漁業と酪農業の従事者数も、漁業経営体数と乳牛飼育戸数の減少とともに減少傾向にあります。また、全産業従事者数のうち第1次産業従事者数が占める割合（以下、構成比という。）も減少を続けており、昭和35年に50.6%であったのが、令和2年には30.3%にまで縮小しています。第2次産業従事者数については、構成比とともに概ね横ばいで推移してきましたが、平成7年の1,733人からは減少傾向にあり、令和2年には、1,061人にまで減少しています。第3次産業従事者数については、昭和35年から緩やかに増加し続け、昭和60年には3,491人となりますが、それ以降は減少し、令和2年には2,527人となっています。構成比については、昭和35年に30.8%であったのが、令和2年には47.3%にまで拡大し、第1次産業従事者数とは対照的な傾向にあります。

性別・年齢階級別の産業人口を見ると、男性、女性ともに第1次産業においては、総従事者数のうち、15歳から39歳の従事者数が、第2次産業、第3次産業と比較して少ない状況である一方、60歳以上の従事者数の割合が4割以上となっており、第1次産業の従事者の高齢化が顕著に表れています。

産業に関するデータを見ると、漁業においては、昭和63年のイワシの豊漁の年以降、生産量は総じて減少傾向にあります。生産額については、生産量の減少に伴い大きく減少した以降は安定傾向にありましたが、近年は水揚げの主力であるサンマの不漁などにより減少傾向が続いています。一方、酪農業においては、乳牛飼育戸数が減少してきた反面、生乳生産量については、右肩上がり増加してきたことから、乳牛飼育農家の規模拡大により1戸当たりの生産量が急激に増加してきたことがうかがえますが、近年、生乳生産量は高止まりで推移しています。また、生乳生産額については、生乳生産量の増加に伴い増加してきましたが、近年は乳価の上昇により増加しています。

製造業においては、事業所数は統計の基準が変わった昭和60年以降減少傾向にあり、従業者数については、減少から横ばいで推移しています。出荷額等については、減少から横ばいで推移していますが、出荷額の多くを占める食料品加工業の出荷額が全体の増減に大きく影響しています。

卸売業、小売業においては、事業所数は昭和60年から減少傾向が続いている一方、従業者数については、微減から横ばいで推移してきましたが、近年は減少傾

向が強まっています。また、年間販売額は各年でばらつきがあるものの、減少傾向で推移しています。

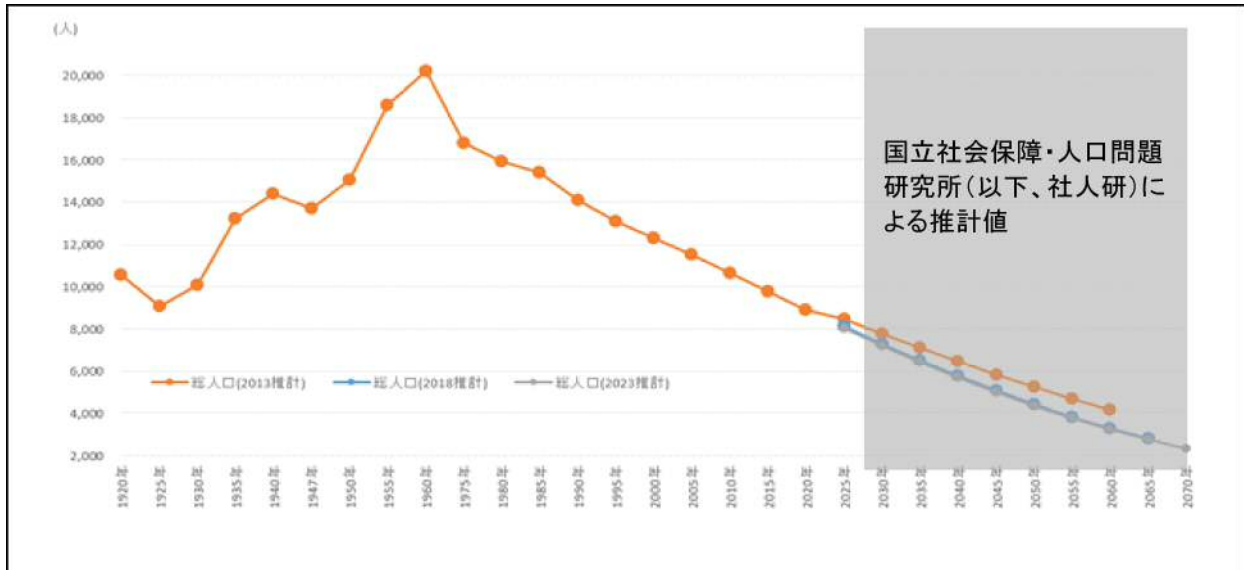
観光業においては、観光入込客数及び厚岸味覚ターミナル・コンキリエ入館者数ともに増加傾向にあります。

このような中、第1次産業の従事者の高齢化や減少など、顕著に表われている動向については、今後もその傾向は強まることが想定されます。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 20,185	人 16,778	% △16.9	人 14,903	% △11.2	人 11,525	% △22.7	人 9,778	% △15.2	人 8,892	% △9.1	
0歳～14歳	7,294	4,587	△37.1	2,934	△36.0	1,605	△45.3	1,102	△31.3	900	△18.3	
15歳～64歳	12,051	11,065	△8.2	9,369	△15.3	6,990	△25.4	5,564	△20.4	4,809	△13.6	
うち 15歳～ 29歳(a)	5,588	3,959	△29.2	2,508	△36.7	1,576	△37.2	1,176	△25.4	1,073	△8.8	
65歳以上 (b)	840	1,126	34.0	1,777	57.8	2,930	64.9	3,105	5.97	3,182	2.5	
(a)/総数 若年者比率	% 27.7	% 23.6	—	% 16.8	—	% 13.7	—	% 12.0	—	% 12.0	—	
(b)/総数 高齢者@比率	% 4.2	% 6.7	—	% 11.9	—	% 25.4	—	% 31.8	—	% 31.8	—	

表1-1(2) 人口の見通し（人口ビジョン）



	1920年	1930年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年
総人口	10,580	10,085	14,389	15,066	20,185	18,114	15,940	14,093	12,307	10,630	8,892	7,785	6,467	5,227	4,172	-
												7,303	5,766	4,400	3,290	-
												7,203	5,696	4,347	3,216	2,315

※2030年以降は、上段「社人研推計2013年」、中段「社人研推計2018年」、下段「社人研推計2023年」となっています。

(3) 厚岸町の行財政の状況

厚岸町では、これまで行政改革大綱や集中改革プラン、厚岸町定員適正化計画などに基づき、効率的で効果的な行政運営を目指して行政改革に努めてきました。また、多様化・高度化する行政事務に対応するため、各種研修を積極的に進めるなど、職員の資質向上にも努めてきました。

広域行政については、既存の釧路東部消防組合、釧路公立大学事務組合、釧路・根室広域地方税滞納整理機構などによる共同処理業務の円滑な運営に努めてきましたが、広域連携による新たな共同化が可能な事務事業を検討する必要があります。

財政の状況については、数次にわたって財政運営基本方針を策定し、財政基盤の確立に向けた取組を実施してきたことから、過去の最悪期よりは好転の兆しはあるものの、地方交付税などの地方財源が安定的に措置される保証はなく、国の地方財政対策が依然として不透明な状況にあることから決して財政改革への緊張感を緩めることができない状況にあります。さらに平成19年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では新たな財政指標により財政健全化が評価されることから、全ての会計において収支等の健全化を図る必要があります。

このため、これまでの行政サービスの水準を確保しつつ、地方創生のための新たな行政需要にこたえていくためには、事業の選択と集中による効果的かつ効率的な行政運営を行うとともに、公共施設の効果的な運用や職員の資質向上、人員配置や定数の適正化など、さらなる行財政改革を推し進めることが重要となっています。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	11,567,618	9,261,305	13,137,174
一般財源	5,544,212	5,728,211	5,735,467
国庫支出金	3,248,939	948,160	2,559,603
都道府県支出金	394,412	430,254	432,955
地方債	895,100	639,600	1,864,990
うち過疎対策事業債	298,400	238,300	307,200
その他	1,484,955	1,515,080	2,544,159
歳出総額 B	11,082,476	8,762,794	12,649,935
義務的経費	3,302,680	3,268,357	3,475,796
投資的経費	1,340,907	1,329,070	2,264,081
うち普通建設事業	1,340,907	1,329,070	2,248,986
その他	3,837,427	3,328,741	6,116,871
過疎対策事業費	2,601,462	836,626	793,187
歳入歳出差引額 C (A-B)	485,142	498,511	487,239
翌年度へ繰越すべき財源 D	11,335	10,734	4,818
実質収支 C-D	473,807	487,777	482,421
財政力指数	0.22	0.21	0.23
公債費負担比率	—	—	—
実質公債費比率	14.0	12.6	11.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.0	82.4	93.2
将来負担比率	142.5	71.1	79.6
地方債現在高	11,107,911	10,064,159	12,158,430

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道 (m)	260,790	304,168	301,712	333,972	334,027
改良率 (%)	20.3	38.7	55.2	56.4	57.9
舗装率 (%)	6.5	24.3	45.8	54.1	57.0
農道					
農道延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	5.5	2.7	2.7	—	—
林道					
林道延長 (m)	—	—	—	25,901	17,890
林野1ha当たり林道延長 (m)	15.9	7.8	6.5	5.8	1.0
水道普及率 (%)	92.6	99.0	91.7	99.6	99.7
水洗化率 (%)	(0.7)	4.0	15.4	74.2	80.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8.4	8.8	7.8	8.3	6.2

注：昭和55年度の水洗化率については昭和56年度数値を()書としています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

厚岸町では地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業を実施してきたものの、地域を持続的発展させていくためには、まだ多くの課題が山積されている状況にあります。

このような実情を踏まえ、厚岸町を取り巻く経済社会情勢の動向を冷静かつ正確に見極めながら、第6期厚岸町総合計画における『めざすまちの姿』の基本的な考えに基づき、施策の推進を図っていきます。

○『めざすまちの姿』の基本姿勢

・先見性と積極性を基本に、たゆむことなく挑戦する

先見性を持って時代の潮流を見極めながら、直面する新たな課題にも積極的に取り組み、どんな困難があってもそれを克服するため、たゆむことなく挑戦します。

・厚岸町の特性や強みを最大限に活かし、将来世代につなげる

厚岸町は、今、国内外から注目を集め、大きく飛躍する絶好の機会が到来しています。世界に誇れる豊かで優れた自然環境をはじめとする、厚岸町のさまざまな特性や強みを最大限に活かした取組を進め、将来世代につなげます。

・多様な主体との共創・協働で厚岸町の未来を切り拓く

多様な人を受け入れ、人と人をつなぎ、共創・協働を促し互いに高め合いながら、将来にわたって、もっと豊かな、もっと元気な“あつけし”を築くため、厚岸町の未来を切り拓きます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、目指すべき将来の方向性を踏まえ、『めざすまちの姿』の実現に向けた5つの将来像を基本目標とし、実現をめざします。

○『めざすまちの姿』の実現に向けた5つの将来像

- ・自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち
- ・多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち
- ・みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち
- ・未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち
- ・多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち

○人口目標

国の長期ビジョンと北海道の人口ビジョンの合計特殊出生率を勘案するとともに、目指すべき将来の方向性を踏まえ、次の指標により将来の人口を展望します。

①合計特殊出生率

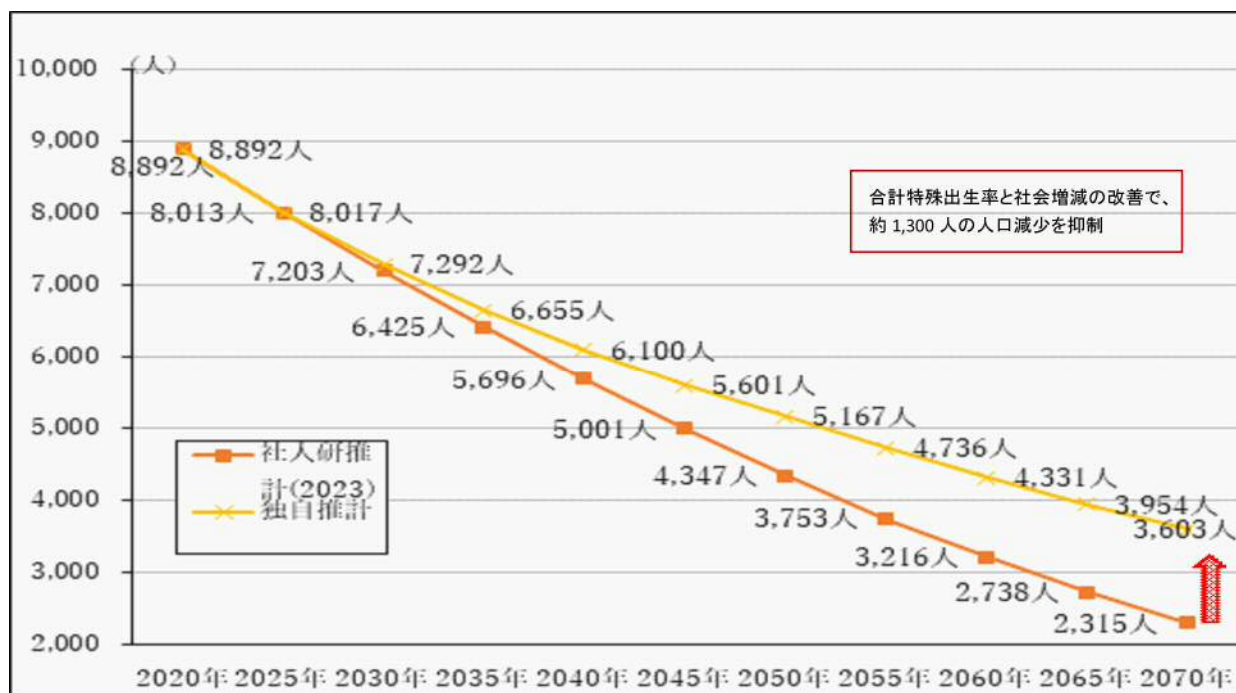
厚岸町における平成30年から令和4年までの5カ年平均の合計特殊出生率は1.31です。目指すべき方向性を踏まえて施策を展開し、減少を続ける出生数に歯止めをかけ、合計特殊出生数1.31を維持することを目指します。

②社会増減

厚岸町における人口の社会増減は、転出超過で推移してきています。基幹産業である第1次産業と、それに関連する産業などの活性化、暮らしやすい環境整備などによる定住促進により全体的に転出を抑制し、令和32年には社会増減がおおむね均衡することを目指します。

なお、10歳代後半から20歳代前半は、進学等による転出が多く、これを抑制することは困難ですが、20歳代後半から30歳代後半のUターンやIターンといった転入者の増加を図ることで10歳代後半から20歳代前半の転出超過を補うことを目指します。

●人口の推移と長期的な見通し



(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

各項目ごとに、関連する施策を設定（Plan）し、施策等の実施（Do）による、地域の持続的発展のための基本目標の達成状況や施策等の進捗及び効果を人口の推移、一般会計の財政状況などの数値と突合をしながら評価・検証（Check）を毎年度行うとともに、厚岸町過疎地域持続的発展計画が実効性のある計画として常に機能し続けるよう、評価・検証結果や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて施策等の内容を機動的に見直しながら、予算編成などに反映（Action）すること（PDCAサイクル）により、計画に沿った施策等の効果的な推進を図ります。

(7) 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本方針は、次のとおりになっています。

(1) 社会情勢に応じた施設配置

令和2年度末で築30年を超える町有施設等は延床面積にして5割ほどあります。また、築40年を超えるものは3割ほどで、10年後には5割ほどにもなり、構造によっては耐用年数を超える施設もあることから、多くの施設で大規模改修や建替えを検討しなければなりません。人口減少が進み、施設の更新費用も含めた維持管理に係る町民1人当たりの負担が増すことを考慮すると、町有施設等の保有総量を抑制することも検討しなければなりません。このため、町有施設等の新設や建替えの際は、そのあり方や必要性、町民のニーズ、地域特性等を勘案したうえで、複合化・集約化・多機能化及び廃止を検討し、社会情勢に応じて適正に施設を配置します。また、可能な限り誰もが使いやすい設計による施設の整備を推進します。

(2) 長寿命化の推進

10年後には延床面積にして8割を超える町有施設等が築30年を超える状況下、全ての施設を大規模改修することは現在の町の財政状況からすると困難です。このため、今後も活用していく町有施設等については、定期的な点検、診断及び計画的な修繕や改修を徹底する予防保全により長寿命化を推進することで更新時期の集中を避け、財政負担の軽減と平準化を図ります。

(3) 民間活力の導入

近年では、公共施設の管理について自治体以外の主体も関与できるようになっています。規模の大きい施設の更新等に際しては、民間の資金や技術を活用することで財政負担を軽減する建設手法など、民間活力の導入を検討します。

(4) 災害に対する安全性の確保

津波浸水予測区域には多くの施設がありますが、施設の利用形態などを踏まえると全ての施設を区域外に移転することは困難なため、建替えの際には町民の意見を聞きながら、その他の対策についても検討します。また、町有施設等は平常時の安全だけでなく、災害時の拠点・避難施設としての機能を確保することも重要です。多数の人が利用する町有施設等や指定避難所は、安全性を確認し、必要であれば耐震基準を満たすよう対応します。

厚岸町町有施設等総合管理計画において、第6期厚岸町総合計画や、各種施設の整備計画などとの整合性を図ることを規定しています。

そのことから、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、厚岸町町有施設等総合管理計画と整合性を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

少子化や転出超過などから人口が年々減少しており、厚岸町の活力を高める今後のまちづくりにおいては、人口減少問題への対策が喫緊の課題となっています。

また、転出者の多くは、大学などへの進学や町外企業への就職によるものと思われます。転出者数を抑制する必要があるものの、進学や就職等を抑制することはできないことから、大変に難しい課題となっています。

転出者の多くを占める若年層の流出を抑えることは難しいため、一度、厚岸町を離れた人が戻ってくるができる支援や町外からの移住希望者を呼び込む施策など転入者の増加を図る取組が必要です。移住希望者に対して、厚岸町で暮らすための情報提供の強化や支援内容の充実を図る必要があります。

イ 地域間交流

厚岸町は、昭和57年2月にオーストラリア・クラレンス市と姉妹都市として、平成3年7月には山形県村山市と友好都市として提携して以来、行政・民間のそれぞれのレベルにおいて産業や教育、文化、スポーツなど、多様な交流事業を進めてきました。

今後においても、東京厚岸会をはじめとするふるさと会交流や多様な交流活動を促進しながら、町民がより幅広い視野や見識を持ち、国際感覚を高めるとともに、活力ある地域づくりにつなげる必要があります。

ウ 人材育成

第1次産業従事者において、60歳以上の従事者数の割合が4割以上となっており、第1次産業の従事者の高齢化が顕著に表れています。

福祉団体や自治会、ボランティア団体などの中には、参加者の減少や高齢化、固定化などにより、十分に活動できなくなった組織が増えており、町民だれもが暮らしやすいまちになり、厚岸町の地域福祉がさらに発展するためには、さまざまな分野の人材発掘及び人材育成を行う必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

① 定住促進のための取組の推進

- ・ 厚岸町で暮らし続けてきた町民や新たに暮らし始めた町民のまちの住み心地度を高め、厚岸町に住み続けたいと思えるまちづくりの取組に努めます。

- ・ 地域おこし協力隊員の定住支援に努めます。
- ・ 多様な世代の定住につながる効果的な支援制度を継続するとともに、新たな施策の検討を進めます。

② 移住促進のための取組の推進

- ・ 厚岸町の魅力を発信することによって、町外の人々の厚岸町に対する興味や関心を喚起するとともに、移住希望者からの相談に的確な対応ができるよう有効な情報の収集と提供を行います。
- ・ 生活に関する情報や求人情報を、町のホームページ、国や関係団体が運用する移住情報サイト、都市圏へのイベント出展などにより広く発信し、移住希望者のための情報提供を進めます。
- ・ 町内の空き家状況について把握し、一般の移住希望者などに対して情報提供する「空き家バンク」制度の周知と運営を図ります。
- ・ 多様な世代の移住につながる効果的な支援制度を継続するとともに、町外の人々の意見を取り入れながら、新たな施策の検討を進めます。

イ 地域間交流

① 友好都市交流の推進

- ・ 厚岸町と友好都市である山形県村山市の児童がお互いの地域の風土や文化に触れながら、友好を深める事業の実施に努めます。
- ・ 行政のみならず、町民、地域、団体等が連携を図りながら、山形県村山市と交流を一層発展させ、経済、教育、文化、学校間交流など、友好都市交流の充実に努めます。
- ・ 山形県村山市に関する各種情報の収集と町民への提供を行う一方、厚岸町の情報発信に努めながら、祭りや余暇を利用した相互訪問の活発化に努めます。

② ふるさと交流会の推進

- ・ 厚岸町出身者のふるさと会活動を側面的に支援し、交流を深めます。

③ 多様な交流の推進

- ・ 町外で行われる物産展への出展など、民間による交流を促進します。
- ・ 新たな地域間交流について検討を進めます。

ウ 人材育成

① 漁業の担い手の育成

- ・ 漁業研修所における総合的な研修により、経営管理の知識や実践的・専門的な技術の習得を促進します。
- ・ 新規就業者の確保に向けた情報提供や北海道厚岸翔洋高等学校と連携した技術や知識の習得を促進します。
- ・ 厚岸漁業協同組合と新規就業者の受け入れ体制について検討を進めます。

② 農業の担い手の育成・確保

- ・ 農業協同組合や関係機関と連携して就業支援制度の充実にに向けた検討を

進め、新たな就業促進などにより地域農業の維持・発展に努めます。

- ・ 農業後継者に対する高度で専門的な知識や技術を習得する研修活動を促進するとともに、後継者の育成・確保に向けた関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 広域規模で行われる就農相談会などを活用したPRを展開し、就農・研修希望者の発掘や農業従事者確保を促進します。
- ・ 農業従事者の交流や情報交換を行う機会の提供を促進します。

③ 福祉人材の育成・確保

- ・ 福祉関係専門職やボランティアなどの福祉人材の育成・確保に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>移住・定住 [事業内容] 移住・定住経費 [必要性] 移住・定住を促進するため、移住イベントへの参加並びに移住パンフレット及び移住定住促進動画の制作などの作成が必要 [効果] 移住希望者に対して効果的な情報及び厚岸町の魅力を発信することにより、移住者（移住検討者）の増加につながる。</p>	厚岸町	
		<p>移住体験住宅 [事業内容] 移住体験住宅経費 [必要性] 移住検討者に厚岸町での生活を体験してもらうため、「移住体験住宅」を設置し、移住体験事業を実施する必要がある。 [効果] 移住検討者に厚岸町での生活を体験してもらうことにより、厚岸町への移住・定住及び関係人口の増加につながる。</p>	厚岸町	
		<p>移住・定住促進補助金 [事業内容] 移住・定住促進補助金 [必要性] 町内に移住・定住しようとする者の負担を軽減するため、引越費用及び家賃の一部を補助する必要がある。 [効果] 移住・定住を促進し、移住・定住人口の増加による地域の活性化につながることを期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>移住支援金 [事業内容] 移住支援金 [必要性] 厚岸町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、「UIJターン新規就業支援事業」を北海道と共同に実施し、東京圏から厚岸町に移住して、新規に就業または起業した者を支援する必要がある。 [効果] 移住・定住の促進及び中小企業等の人手不足解消につながることを期待できる。</p>	厚岸町	
	地域間交流	<p>友好都市・姉妹都市交流 [事業内容] 友好都市・姉妹都市交流経費 [必要性] 町民がより幅広い視野や識見を持ち、活力ある地域づくりに貢献するため、友好都市・姉妹都市との地域間交流を促進する必要がある。 [効果] 地域間交流の促進により、魅力ある地域づくり・人づくりが期待できる。</p>	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	人材育成	新規就農者誘致奨励 [事業内容] 新規就農者誘致奨励費 [必要性] 新規就農者の誘致促進を図るため、厚岸町の区域内において新たに酪農業を営み、厚岸町の産業振興に寄与する者に対し奨励金、その他援助を行う必要がある。 [効果] 酪農支援体制を強化することにより、新規就農者の誘致、援助を図ることが期待できる。	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

厚岸町は、酪農業を基幹産業の一つとして発展してきました。しかし、近年はコロナ禍による消費の低迷、国際的な原材料価格の上昇や円安による輸入コストの増加に加え、ロシア・ウクライナ情勢などを背景とした飼料をはじめとする生産資材の高騰により、酪農経営は過去に例を見ない程、厳しくなっており、先行き不安や不透明感に加え、後継者の不在などから酪農経営の縮小や離農が発生している状況にあります。

酪農経営の継続と安定化に向け、生産コストの低減と労働の省力化を図るため、乳牛飼養頭数の増頭などの大規模化が一部で進んできました。

農地については、経営規模の拡大に伴い草地整備などの生産基盤整備を積極的に取り組んだ結果、賃貸借などを含めて農地の集積と流動化が図られました。

今後、離農者が生じた際には、耕作放棄地を発生させないよう、新規就農者に農地の集積を図る必要があります。

酪農家への支援については、飼料収穫作業や若齢牛の哺育の委託など、分業化が構築されたことで、農家個々の搾乳部門が強化され、経営の安定化に貢献してきました。

後継牛を育成する中核的な施設である町営牧場においては、施設や機材の老朽化が進み、改修や更新を随時行っていますが、厚岸町営牧場の中長期計画に基づく改修と預託方法を合わせた総合的な検討が必要となっています。

輸入飼料価格の高止まりが経営に影響していることから、土地資源を活かした良質な自給飼料確保対策が重要となっています。

エゾシカやヒグマによる牧草やデントコーンの被害も大きな課題となっており、関係機関と連携し、被害の防止対策を強化するとともに、自然災害などによる長期間の停電や断水を想定し関係機関と連携した減災対策に取り組む必要があります。

食の安全・安心や環境問題に対する消費者の関心は高く、環境との調和に配慮した安全で良質な農畜産物の生産が重要であることから、家畜ふん尿の適正処理とバイオガスプラント整備の検討も含め有益な有機肥料として農地に還元し、持続的な「土づくり」と環境負荷低減対策による農用地の保全と自然循環型酪農に取り組む必要があります。

家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会などの関係機関と連携して家畜伝染病の発生予防に努めてきたところ、牛ウイルス性下痢・粘膜病の感染牛が減少傾向に転じてきましたが、今後は散発的な発生に備え、取組を継続する必要があります。

酪農業に関わる従事者の確保が厳しい状況が続いており、人材・人員の確保が課題となっています。

イ 林 業

森林は、木材生産機能だけでなく、水源かん養や土砂災害の防止、二酸化炭素吸収などの地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健休養の場の提供など、多様な機能を有しており、私たちの生活に深く結びついています。

厚岸町の土地面積の約57%を占める森林面積のうち、約44%が一般民有林（町有林・私有林）です。その約67%が天然林であり、自然に恵まれた林分構成となっています。人工林はカラマツとトドマツを主体とした林分が多く、持続可能な森林経営のため、間伐などを計画的に実施する必要があります。

町有林では、早くから森林を環境を守るための財産として位置付け、公益的機能の高い多様な森林造成を進めてきました。今後も水産業の資源増殖や農林環境の保全、水源のかん養など、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の保全に努める必要があります。

森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といったことにより、長年にわたり適正な間伐が行われていないなどといった管理が適切に行われていない森林が存在しています。このような経営管理が適切に行われていない森林については、新たな森林経営管理制度の下、適切に管理を行う必要があります。

林業は、伐採・植栽のコストの高騰により採算性が悪化し、森林所有者の森林経営意欲の低下などが見られ、森林の適切な管理を担うべき後継者の確保が難しい状況になっています。そのため、森林施業の集約化などによる低コスト化を図り、造林から伐採までの生産性の向上と持続的な人工林資源の供給・更新が可能な体制を確立する必要があります。また、施業の集約化を進め、路網の効率的かつ合理的な配置や、高性能林業機械の導入をはじめとするスマート林業の推進により、効率的な作業を図る必要があります。

林業従事者は、減少と高齢化が進んでいますが、将来にわたって森林の整備と木材の安定供給などを確実にを行うため、林業事業体では、従事者数を維持しつつ、新規雇用者の確保により高齢化を解消するとともに、林業技術者の育成に努める必要があります。

地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材などの収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や林業の活性化、さらには雇用の創出を図る上でも重要です。このことから、木質バイオマスの利活用や町有施設における地域材の利用に努める必要があります。

「木育」とは、子どもをはじめとする全ての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組であり、子どものころから木を身近に感じながら使うことを通じて、人と木と森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

木についてのさまざまな体験は、単に木についての理解を深めるだけでなく、鋭い感性や自然への親しみ、森林や環境問題に対する確かな理解の基礎を育むものといわれています。木とのふれあいを通して、子どもたちの心を育てる活動を推進する必要があります。

きのこ産業については、きのこ菌床センターの空調設備整備により、夏の高
温期にも菌床製造に適した環境づくりを実現してきましたが、安定したしいた
け生産による、しいたけ産業の発展を目指すため、今後も良質な菌床を提供す
る必要があります。

しいたけ生産者や地域、関係機関と連携し、菌床しいたけの産地として発展
するため、生産者の増加を目的とする地域おこし協力隊員を含む新規着業者の
確保に向けた取組を進める必要があります。

ウ 水産業

厚岸町の水産業は、港勢調査によると令和3年の生産額が40億2千1百万円
で、10年前の平成23年生産額63億8千2百万円から23億6千1百万円の減額と
なっています。

漁業経営体については、厚岸漁業協同組合の正組合員数が平成25年の488人
から、令和5年には427人となり減少が続いているほか、漁業者の高齢化と担
い手の育成も重要な課題となっています。

厚岸町では、「水産業を核とした地域産業の活性化や沿岸漁業の構造改善に
よる漁業経営の強化」「豊かな沿岸環境の次世代への継承」「自然・水産業を活
かした交流と災害に強いまちづくり」を目指すことを目的とした「厚岸地域マ
リンビジョン計画」に基づき、漁港の整備や増養殖漁業の振興、厚岸産水産物
のPRの拡大などの取組を推進してきました。

沿岸漁業においては、各種の漁場保全対策や増養殖事業の取組により水揚げ
がほぼ横ばいに推移している一方、沖合漁業の主力であるサンマについては、
地球規模の気候変動に伴う海水温の上昇などによって、これまで道東海域に形
成されていた漁場が東方の公海上へ形成されるとともに、資源の大幅な減少に
より、歴史的な不漁が続いています。

漁港施設や海岸施設においては、静穏度の確保や浸食対策が不十分な箇所が
あるほか、施設の老朽化も進んでおり、早期の改良が求められています。

漁場の保全や増養殖による水産資源の確保、水産基盤の強化、さらには就労
環境の省力化に向けた施設整備が必要となっています。

アザラシの食害については、北海道内各地で問題となっており、厚岸町も同
様に漁業被害が発生していますが、捕獲に向けた体制が整っていないことから
厚岸漁業協同組合と連携し、その対策に向けた体制づくりを進める必要があり
ます。

エ 商工業

厚岸町の商業は、人口減少により購買力が低下し、商品販売額が減少傾向に
あるほか、町外への買物客の流出、さらに経営者の高齢化が進む一方で、事業
の将来性などから事業継承を見送るなど、特に古くからの個人商店を中心とす
る小規模店舗の廃業が散見されます。

こうした商業環境の変化への対応と地域に根ざした魅力ある商店経営などが

求められています。

工業については、製造業において水産加工業がその中核ですが、サンマやサケなどの原材料の減少などにより、依然として厳しい経営が続いています。

建設業は、社会資本基盤の整備や災害復旧など、地域の安全で安心な暮らしに欠かせない役割を担っていますが、公共投資の動向に大きな影響を受けることから安定した経営の維持が課題となっているほか、人材の確保にも苦慮している状況にあります。

厚岸町の商工業者のほとんどは中小企業であり、中小企業の活力の低下は、雇用機会の縮小など地域経済の衰退につながることから、経営改善普及事業など総合的な商工業者への支援を行う厚岸町商工会と連携し、経営の安定化や付加価値向上などによる経営体の体質強化が必要です。

オ 観 光

東北海道は、四季を彩る雄大な自然や温泉、新鮮な海産物や農畜産物等の豊富な食など、多彩な観光資源が大きな魅力となり、国内外から多くの観光客が訪れています。

令和3年3月30日に厚岸道立自然公園とその周辺地域が、国内で58カ所目、道内で6カ所目となる新たな国定公園として指定され、「厚岸霧多布昆布森国定公園」が誕生しました。

厚岸町の観光入込客数は、道東自動車道「尾幌糸魚沢道路」の整備が推進される中、令和6年12月には阿寒インターチェンジから釧路西インターチェンジまでが開通され、今後、交通インフラの拡充により、観光客を含めた交流人口の増加が期待されます。また、新たな厚岸町の特産品である「厚岸ウイスキー」が国内外から高い評価を得ており、さらなる観光入込客数増加が期待されます。

旅行目的は、地域の特産品を味わう「食の観光」を中心に、カヌーや潮干狩りなどの「体験観光」、景勝地を巡る「見る観光」となっており、旅行形態は個人や家族旅行などの小人数グループでの旅行が多く、旅行情報はインターネットを介したウェブサイトやテレビ、ラジオ、観光情報誌などのマスメディアの利用など、さまざまな手段で入手されています。

今後は、多様化した観光客のニーズや外国人観光客に対応した地域資源を活用した魅力と特色ある観光メニューの開発や施設整備、人材育成、情報発信が求められます。

厚岸町では、町内のフィールドや体験メニューだけでは集客力が弱く長時間の滞在が望めないことから、今後も「厚岸霧多布昆布森国定公園」を有する釧路町、浜中町、標茶町をはじめとする広域でのさらなる連携を図り、観光振興に取り組む必要があります。

カ 雇 用

釧路管内の有効求人倍率は改善傾向にあり、雇用情勢は持ち直し傾向にあるものの、業種によっては求人者数に対して求職者数が少なく、人材不足が課題

となっています。

町内の事業所の新規採用の状況を見ると、町内出身者の採用数は全体の5割から6割ほどであり、そのほかは町外出身者の採用となっています。

町内出身の高等学校卒業生で就職した人の約4割が町内の事業所に就職していますが、約6割が町外に就職している実態にあり、地元における雇用の安定と確保が求められています。

企業が求める人材と求職者の条件が合わないというミスマッチが原因と思われる人材不足や若年層の早期離職の増加など、特に水産加工業や建設業で人材不足となっている現状にあり、雇用に関わるさまざまな課題に直面しています。

勤労意欲がある町民の就業を支援するため、町内企業の活性化を図るとともに、新たな産業や企業の創出による就労機会の充実のほか、技術の進展などに柔軟に対応できる人材の育成・確保のための能力開発や技術習得の支援、働きやすい環境を整備するための労働環境の充実が求められています。

キ 広域的な産業の振興

厚岸町においては、国や北海道、他市町村の新たな圏域づくりの動向に注視しながら、平成22年9月に釧路市と締結した「定住自立圏構想」に基づく、「釧路市厚岸町定住自立圏形成協定」による取組をはじめとする広域連携事業を引き続き推進するとともに、町民サービスの向上や持続可能なまちづくりを展開する基礎自治体としての体質強化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 農業

① 収益性の高い生産基盤の整備促進

- ・ 自給飼料を基本とする畜産主産地の形成を図るため、飼料生産基盤と農業用施設の計画的な整備に努めます。
- ・ 自給飼料の低コスト生産を図るため、計画的な草地改良を促進し、農地の高度利用と農用地の保全に努めます。
- ・ 農村地域の持つ自然環境や景観が維持・保全される地域活動を支援します。
- ・ 自給飼料確保対策としてデントコーン作付の促進や飼養頭数の拡大に伴う飼料給与方式の変化に対応して、栄養計算に基づく粗飼料と穀物飼料などを組み合わせる混合飼料（TMR）給与の導入の検討を関係機関と進め、農作業の省力化と経費の削減を促進します。
- ・ エゾシカによる牧草食害を減少させるために進入防止柵設置を促進します。

② 酪農経営の体質強化の推進

- ・ 農業経営体の体質強化と安定を図るため、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて効率的な農業経営を目指す認定農業者、農業法人などに対し、経営改善計画の実行に向けた支援に努めます。

- ・ 地域農業を持続的に発展させるため、経営体の育成・確保と農地の効率的な利用を図ります。
 - ・ 搾乳後継牛の育成を担う町営牧場の機能充実に向けた施設整備に努めます。
 - ・ 担い手の規模拡大や新たな経営展開などのための前向きな投資や既往借入金の償還負担の軽減など、制度資金に係る償還負担の軽減対策支援に努めます。
 - ・ 酪農地帯である釧路・根室地域における酪農家の経営安定と酪農生産基盤の維持・拡大のため、関係者が一体となって策定した「根釧酪農ビジョン」に基づいた対策に取り組めます。
 - ・ スマート農業の普及に向けた取組について、関係機関と検討を進めます。
- ③ 次代を担う担い手の育成・確保
- ・ 農業協同組合や関係機関と連携して就農支援制度の充実に向けた検討を進め、新たな就農促進などにより地域農業の維持・発展に努めます。
 - ・ 農業後継者に対する高度で専門的な知識や技術を習得する研修活動を促進するとともに、後継者の育成・確保に向けた関係機関との連携強化に努めます。
 - ・ 広域規模で行われる就農相談会などを活用したPRを展開し、就農・研修希望者の発掘や農業従事者の確保を促進します。
 - ・ 農業従事者の交流や情報交換を行う機会の提供を促進します。
- ④ 家畜伝染病防疫対策の強化
- ・ 家畜伝染病の万一の発生時に迅速で的確な感染拡大防止及び清浄化措置を行うため、関係機関と連携した防疫対策の強化を図ります。
 - ・ 関係機関と連携して各種補助事業を活用したワクチン接種事業の実施や伝染性疾病の状況調査の実施を促進し、伝染性疾病の発生予防及び感染拡大防止に努めます。

イ 林 業

- ① 町有林の整備
- ・ 除間伐などの保育事業を適正な年次計画により実施します。
 - ・ 持続可能な森林経営のため、間伐などを計画的に実施します。
 - ・ 重視すべき機能に応じた伐期の長期化を国有林、道有林と連携して進めます。
- ② 私有林の整備促進
- ・ 私有林の整備を促進するため、造林や保育などの森林整備事業を支援します。
 - ・ 皆伐による伐採を防ぐため、厚岸町森林組合と連携し、森林所有者に対して適正な伐採施業の指導に努めます。
 - ・ 経営管理が適切に行われていない森林については、新たな森林経営管理制度の下、適切に管理を行います。

③ 森林の保全の推進

- ・ 町民の安全で安心な暮らしを守るため、保安林の適正な管理を行うとともに、治山事業による森林の整備・保全を進め、山地災害の防止に努めます。
- ・ エゾシカの食害などによる森林被害を減少させるため、駆除や捕獲による個体数の調整に努めます。

④ 林業経営基盤の強化

- ・ 施業の効率化や担い手の育成などにおいて、厚岸町森林組合の機能が十分に発揮されるよう、必要な支援に努めます。
- ・ 技術研修などによる林業従事者の技術向上や労働条件の改善、雇用の安定化や通年化、就労の長期化が図られるよう、必要な支援に努めます。また、関係機関と連携を図りながら、林業就労者の確保に努めます。
- ・ スマート林業の推進に向けた取組について、関係機関と検討を進めます。
- ・ 木質バイオマスの利活用や町有施設での地域材の利用に努めます。
- ・ エネルギーの地域内循環を目指し、町有施設へ木質バイオマスボイラーを導入します。

⑤ 森林の活用と木育の推進

- ・ 緑のふるさと公園の森林センターを活用し、森林とふれあう機会の充実を図ります。
- ・ 木工センターを活用し、木を通しての交流機会を創出し、木工にふれあう機会の充実を図ります。
- ・ 町民参加による森林づくりを推進します。

⑥ 森林施業の合理化の推進

- ・ 作業の省力化とコスト低減を図るため、高性能林業機械などを組み合わせた効率的な作業体系の定着を図ります。
- ・ 森林の適正な管理と林業施業の効率化を図るため、林道や作業道等林内道路網の整備に努めます。

⑦ きのこと産業の活性化

- ・ 良質な菌床供給に努めるとともに、生産者の製造希望に対応するため、菌床製造体制の強化を図り、生産者の経営安定を支援します。
- ・ 生産団地の環境整備や支援策の検討・実施などにより、新規着業者の確保に向けた取組を進めます。
- ・ 生産者の組織化を図るために必要な情報収集や指導機関などとの協力連携により、組織化に向けた支援に努めます。
- ・ きのこと産地のPRや消費拡大を図るための活動を支援します。

ウ 水産業

① 漁業生産基盤の整備

- ・ 漁場の多面的機能の向上を図り生産基盤の維持を支援します。
- ・ 人工魚礁設置などの漁場整備による資源の増殖対策を促進します。

- ・ 海産干場や斜路などの浸食被害を防ぐため、海岸保全事業による対策を促進します。
- ② 地域特性に適した海面養殖の推進
 - ・ カキ種苗センターの適正な管理を継続し、良質な種苗を供給します。
 - ・ 厚岸漁業協同組合が行うカキ人工種苗生産に対して、幼生、餌料の提供や技術的な協力などにより支援します。
 - ・ 釧路管内水産種苗センターの運営を支援します。
 - ・ カキやアサリ、ホタテなどの増養殖事業を支援します。
 - ・ コンブなどの海藻類養殖漁業を支援します。
 - ・ アサリの外敵であるヒトデなどの駆除事業を支援します。
 - ・ 陸上養殖を含めた新たな魚種の増養殖の可能性を関係機関と検討します。
- ③ 効率的な栽培漁業の展開
 - ・ マツカワの資源増大事業に対して支援します。
 - ・ ニシン資源に関する調査に対して支援します。
 - ・ 関係機関と連携し密漁防止に対する啓発活動に取り組みます。
- ④ 生産性の高い海づくりの推進
 - ・ 魚介類などの生育に適した海洋環境の維持・保全を支援します。
 - ・ 水産資源の動向を把握するための調査事業を支援します。
 - ・ 海洋環境に関する情報を収集するための調査事業を支援します。
 - ・ 漁業活動に有益な調査データの提供に努めます。
 - ・ アザラシの漁業被害防止対策を検討し取り組みます。
- ⑤ 地域に根ざした試験研究の推進
 - ・ 厚岸海域における水質のモニタリング調査を継続します。
 - ・ 厚岸の環境に適したカキ親貝の確保に努めます。
 - ・ 効率的な種苗生産技術開発に努めます。
 - ・ 二枚貝の疾病に関する情報収集に努めます。
 - ・ 各種の調査・研究成果の情報提供に努めます。
- ⑥ 第3種厚岸漁港の整備
 - ・ 水産物の流通機能確保のため、耐震岸壁や物揚場などの整備による漁港機能の向上を促進します。
 - ・ 自然災害防止のため、高潮対策などの施設整備を促進します。
 - ・ 老朽化した漁港施設の改修を促進します。
 - ・ 漁船航路の確保に向けた対策を促進します。
- ⑦ 第1種床潭漁港の整備
 - ・ 港内の静穏度確保や防波堤の越波防止に向けた施設整備を促進します。
 - ・ 漁船航路の確保に向けた対策を促進します。
 - ・ 老朽化した漁港施設の改修を促進します。
 - ・ 緩傾斜護岸の整備を促進します。
- ⑧ 経営の安定化

- ・ 漁業経営の近代化と安定化を図るため、省力化機器の導入促進や漁業近代化資金への利子補給などの支援策を推進します。
- ・ 多様化する消費者ニーズに対応できる流通加工体制づくりを促進します。
- ・ 厚岸漁業協同組合や水産加工業者などと連携を図り、地域HACCP（ハサップ）の取組を進めるとともに、地域ブランドの形成と積極的な販路拡大を促進します。
- ・ 厚岸漁業協同組合と連携して策定した「浜の活力再生プラン」に基づく漁業所得の向上に取り組みます。
- ・ スマート水産業の普及に向けた取組について、関係機関と検討を進めます。

⑨ 担い手の育成

- ・ 漁業研修所における総合的な研修により、経営管理の知識や実践的・専門的な技術の習得を促進します。
- ・ 新規就業者の確保に向けた情報提供や北海道厚岸翔洋高等学校と連携した技術や知識の習得を促進します。
- ・ 厚岸漁業協同組合と新規就業者の受け入れ体制について検討を進めます。

⑩ 環境と調和した水産業の推進

- ・ 漁場の保全や機能回復の取組を支援します。
- ・ 廃船などの水産系廃棄物の適正な処理に向けた取組を促進します。
- ・ 環境に配慮した資材や機器の導入を支援します。
- ・ 「海をきれいにする運動」の普及・啓発に努めます。
- ・ 脱炭素社会に貢献できるブルーカーボンに関する取組を支援します。

エ 商工業

① 地域に根ざした商業の振興

- ・ 多様化するニーズに対応した魅力ある商品販売や高齢社会への対応など、地域に根ざした商業サービスの展開を支援します。
- ・ 地場産品を活かした食品や加工品などの開発の取組を支援します。
- ・ 商店組織による賑わい創出イベントや地元消費拡大の取組などの活動を支援します。
- ・ 厚岸町商工会を中心とした協議会によるキャッシュレス決済導入に向けた取組を支援します。

② 中小企業の振興

- ・ 「厚岸町中小企業振興計画」を推進し、地元中小企業の受注機会の確保に向けた取組を進めるとともに、必要に応じた計画の見直しを検討します。
- ・ 商工業者への総合的な支援を行う厚岸町商工会の運営支援と連携強化により、既存企業の経営改善や体質強化、後継者や技術者などの人材育成を促進します。

- ・ 厚岸町商工会や金融機関と連携し、各種融資や助成制度の活用による経営の安定化や設備の近代化、生産性の向上、付加価値向上の取組などを促進します。
- ・ 新商品、新技術の開発や販路拡大などの新たな事業展開を支援します。
- ・ 厚岸町商工会や金融機関と連携して、創業希望者への資金調達や支援制度などの情報提供や相談対応による支援に努めるとともに、新たな支援制度について検討します。

③ 新たな産業の創出

- ・ 地域資源を活用した企業の進出や新産業の創出、既存企業の新分野への進出など、経営の多角化に向けた取組を促進します。
- ・ 第1次産業や観光産業との連携による「食」や文化などの地域資源を活かした産業の創出を促進します。

オ 観 光

① 地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの推進

- ・ 「厚岸霧多布昆布森国定公園」をはじめとする優れた自然環境や景勝地の保全に努めるとともに、景観や環境に配慮しながら観光施設の整備に努めます。
- ・ 地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを推進するため、新たな観光資源となっている「厚岸ウイスキー」の樽材として使用しているミズナラ群生林の見学を組み入れた厚岸蒸溜所ツアーのさらなる充実、冬のネイチャーツアーなど、関係機関と連携し特色ある観光メニューの開発や新観光スポットを組み入れた町内周遊ルートづくりに努め、長時間の町内滞在を促します。
- ・ 外国人観光客が安心して快適に観光できる環境づくりのため、案内表示などの多言語化に努めます。
- ・ ラムサール条約登録湿地を含む、「厚岸霧多布昆布森国定公園」に代表される優れた自然の風景地の保全や湿原の賢明な利用を図るとともに、食、歴史・文化の地域資源を気軽に満喫できる身近な観光地として、観光客等の保健、休養、教化に資する、自然環境を活用した施策を展開します。

② イベントの充実

- ・ イベントへの関係団体や町民参加を促し、まち全体で観光客をもてなすという観光に対する意識向上を図ります。
- ・ 関係団体と連携し、新たな観光資源となっている「厚岸ウイスキー」や既存の地域資源を活用した新たなイベント開催を推進するほか、魅力あるイベントを開催するため、イベント内容の見直しを検討します。

③ 観光情報の発信

- ・ インターネット情報発信ツールや旅行情報誌などを活用した観光宣伝に努めます。
- ・ 道の駅や管内観光関連施設へ観光情報を提供し、周遊観光客の誘客に努

めます。

- ・ ご当地キャラクター「うみえもん」を活用した観光情報の発信を図ります。

④ 観光推進体制の強化

- ・ 厚岸観光協会や関係団体との連携を強化し、充実した観光事業の展開と組織強化、活発化を促進します。
- ・ 体験観光の充実を図るため、公認ガイドなどの養成に努めます。

⑤ 広域観光の推進

- ・ 道東圏域の関係団体と連携し、圏域の観光施設などを結ぶ魅力ある観光ルートを構築し、道東圏域への誘客を図ります。
- ・ 釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会など関係団体と連携し、「食」や「自然」を活用した周遊ルートの充実を図るとともに、厚岸霧多布昆布森国定公園を活かした旅行情報誌などでの情報発信のほか、旅行企画会社への宣伝など、広域での取組に努めます。

カ 雇 用

① 雇用の確保と安定化

- ・ 雇用機会の創出拡大を図るため、町内企業の事業拡大などの経営強化を支援するとともに、地域資源を活かした新たな産業の創出を促進します。
- ・ 町内における雇用対策を効果的に推進するため、行政や経済団体、教育機関で構成する「厚岸町雇用対策連絡会議」を通じて雇用動向の的確な把握に努め、特に新規学卒者や若年労働者の地元就業を促進します。
- ・ 在学生への勤労観や職業観を身に付けるインターンシップや町内事業所の説明会開催の促進により、地元企業への理解を促進します。

② 就業支援の充実

- ・ ハローワークなどの関係機関と連携した無料職業紹介事業による就業支援のほか、町内求人情報の集約と提供を行います。
- ・ 釧路地方職業能力開発協会などの訓練機関と連携し、技能習得のための各種研修機会の提供に努めます。
- ・ 釧路地域通年雇用促進支援協議会と連携し、季節労働者の通年雇用化を促進する各種支援事業を実施します。

③ 労働環境の向上

- ・ 子育てや介護と仕事の両立、障がい者の就業支援など、多様な働き方に対応した労働環境の整備を促進します。
- ・ 労働関係諸法令の周知や各種制度の情報提供などにより、安心して働くことができる労働環境づくりのための事業者の意識啓発に努めます。
- ・ 北海道や厚岸町社会福祉協議会などの各種勤労者福祉制度の周知により勤労者の生活福祉の向上を促進します。

キ 広域的な産業の振興

- ・ 釧路定住自立圏共生ビジョンに基づいた、地場製品のPRや産業振興に関する連携や広域観光に関する連携などの取組に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	造林 造林植栽 樹下植栽 保育下刈 除間伐 枝打ち 更新伐	厚岸町	
		公的森林整備推進 公的森林整備 植栽 4.30ha 除伐・枝打ち 10.40ha	厚岸町	
		道営林道別寒辺牛2号線開設事業 本工事 L=3,810m W= 4.0m (L=7,480m W= 4.0m) 支障木伐採 一式	厚岸町	
	農業	公共牧場草地整備 草地整備改良 起伏修正 I 272.6ha 排水改良 20.0ha 測量費 一式	厚岸町	
		水産業	漁港機能増進事業 施設整備 -2.5m泊地 45,000㎡ -2.0m泊地 36,000㎡ -2.5m物揚場B 93.7m	北海道
	(9) 観光又はレ クリエーシ ョン	子野日公園整備 園内砂利敷整備 一式 普賢象周辺整備 一式 園内送迎用カート購入 1台 歩道境界柵更新 一式 ふれあい橋塗装 一式	厚岸町	
		アクセシウ栽培地整備事業 栽培地嵩上整備 一式 取水口整備 一式	厚岸町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 第1次産業	森林資源利活用 [事業内容] 林地残材等収集・おが粉製造委託 [必要性] 森林環境の荒廃防止や生物多様性を保全するため、資源の地産地消を図る必要がある。 [効果] 造林施業の際に生じる林地残材を森林資源として有効活用することにより、林業及び地域経済の活性化に繋がる事が期待できる。	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>漁業近代化資金利子補給 [事業内容] 漁業近代化資金利子補給 [必要性] 漁業施設の整備拡充を図り漁業経営の近代化を推進するなど漁業者等に対し、資金を融資する融資機関に予算の範囲内で利子補給を行う必要がある。 [効果] 漁業者の所得向上につながり、魅力ある職業として、将来の後継者となる人材の確保が見込まれます。</p>	厚岸町	
	商工業・6次産業化	<p>商工振興一般 [事業内容] 補助金 [必要性] 中小企業の支援のため、指導事業（経営改善普及事業）を行う商工会に対して補助する必要がある。 [効果] 中小企業の経営改善等を通して地域経済の活性化の推進が図られる。</p>	厚岸町	
		<p>小規模商工業者設備近代化資金貸付 [事業内容] 小規模商工業者設備近代化資金貸付 [必要性] 厚岸町の小規模商工業者における設備の近代化を促進するため、これに必要な機械等を購入するに要する資金の貸付を行う必要がある。 [効果] 設備が近代化し、生産性や付加価値が向上することにより、中小企業が安定した経営の下、事業を展開することができる。</p>	厚岸町	
	観光	<p>観光振興一般 [事業内容] 補助金 [必要性] 観光振興の推進や郷土文化の向上、地域経済の向上を図る必要がある。 [効果] 地域資源を活用した魅力と特色のある観光メニューや観光ルート、観光施設などの基盤整備を図ることができる。</p>	厚岸町	
		<p>観光宣伝 [事業内容] 観光PR経費 [必要性] 厚岸町の観光を広く宣伝するため、観光パンフレット、観光情報誌での観光PR、ご当地キャラクター「うみえもん」を活用した観光PR、道央圏でのプロモーションなどに努める必要がある。 [効果] 厚岸町の知名度を高め、観光客誘致を図り、地域経済の活性化に繋がることが期待できる。</p>	厚岸町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興 促進区域	業 種	計画期間	事業内容	備考
過疎地域全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	上記(3)事業計画のとおり	

(5) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

ア 産業系施設

厚岸町の基幹産業である漁業・農業の振興を図りつつ、利用実態や関係団体など関係者の意見を踏まえ、施設の配置・管理のあり方を検討します。

イ 観光系施設

観光施設については、施設ごとの魅力・付加価値向上を図りつつ、長期的な修繕・改修の見込みを立て計画的に維持管理を行います。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

高度情報化の進展に伴い、業務の効率化や各種サービスのオンライン化が進み、団体、企業から各家庭に至るまで浸透しています。自治体においても住民に向けた行政サービス提供手段として、ICTが重要な役割を担っています。

今後、厚岸町のまちづくりにおいても、さらなる町民サービスの向上や行政運営の高度化・効率化に向けて、自治体DX、地域情報化を進めるほか、厚岸情報ネットワークについては、IP告知情報端末の利活用や老朽化が進んでいる設備の適正な維持・管理が求められています。

地上デジタル放送難視聴地区については、各地区ごとの共同受信施設及び厚岸情報ネットワーク整備事業による光ケーブルの整備により解消されていますが、各地区の共同受信施設については、設備の老朽化が進んでいることから、その対応が課題となっています。

(2) その対策

① 地域づくりのための高度情報化

- ・ ICTを活用したホームページの充実など、多様な地域情報の収集・提供や交流のための機能を整備します。
- ・ まちづくりや日常生活に関する情報などを提供するため、システムの運用について充実を図ります。
- ・ 町民の情報格差を解消するため、スマホ教室などを開催します。

② 行政の高度情報化

- ・ マイナンバーカード普及による行政手続きのオンライン化を充実させるとともに、行政事務の効率化を図るため、国が推進しているDXの考え方を基に町としての方針等を定め、自治体DXを推進します。
- ・ 災害時などの緊急情報伝達はもちろん、多目的なコミュニケーション手段として、防災行政無線やIP告知情報端末の有効活用を図ります。

③ 情報通信基盤の充実

- ・ 厚岸情報ネットワークについて、IP告知情報端末と連携を図るスマートフォンアプリを利用して、町民が行政情報をより身近に感じられるようにするほか、設備の適正な維持管理に努めます。
- ・ 地上デジタル放送におけるテレビ難視聴などに対する相談及び共同受信施設組合に対する支援に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設その他の情報化のための施設	厚岸情報ネットワークセンター施設等整備事業 センター施設等移設更新設計 地デジ設備更改 各戸ドロップケーブル等撤去	厚岸町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	厚岸情報ネットワーク [事業内容] 厚岸情報ネットワーク管理経費 [必要性] 地デジ難視聴地域に対する地デジ電波の再送信、全世帯に設置した告知情報端末の適切な運用管理として必要がある。 [効果] 地デジ難視聴対策、告知情報端末を利用した行政情報・災害情報の各戸への伝達を可能にする。	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路・公共交通

道路は、まちの骨格を形成し、豊かな町民生活を支える基盤であるとともに、地域の均衡ある発展や産業の振興に不可欠なものとして、重要な役割を果たしています。

厚岸町の道路交通体系は、町の中心部を東西に横断する一般国道44号の国道1路線をはじめ、主要道道3路線、一般道道5路線の主要な幹線道路のほか、町道などにより骨格的な道路網が形成されていますが、交通量の多い国道や道道の一部では、幅員の狭いや歩道の未設置などから安全性が懸念されている状況にあります。

道路利用実態や沿道状況を考慮し、幅員拡幅や線形改良、歩道の新設など、交通安全対策の整備を推進する必要があります。

生活道路は、自治会要望などにも配慮し整備を進めてきましたが、市街地に比べ郊外では舗装率が低いことから、地域の均衡や緊急性、重要性に留意しながら整備を推進する必要があります。

道路は交通の機能だけでなく、都市景観やコミュニティ、交流の場としても重要な役割を果たすことから、安全で快適な道路空間の形成を図る必要があります。

厚岸町が管理する橋梁の老朽化が進んでいますが、架け替えには多大な費用を要するため、維持管理の徹底や修繕により橋梁の長寿命化を図る必要があります。

高規格幹線道路については、平成26年度に道東自動車道浦幌・白糠間、平成27年度に白糠・阿寒間、令和6年12月には阿寒・釧路西間が開通、釧路外環状道路においても、平成27年度に釧路西・釧路東間、平成30年度には釧路東・釧路別保間が開通するなど、道東地域への高規格幹線道路ネットワークが延伸されています。

厚岸町においては、令和元年度に尾幌・糸魚沢間が「尾幌糸魚沢道路」として新規事業化、令和3年度には本格着工されており、別保・尾幌間についても、計画段階評価が順調に進み、新規事業化が目前に迫っています。

今後は「尾幌糸魚沢道路」の工事の進捗率向上と別保・尾幌間の新規事業化、早期着工を関係機関に要望する必要があります。

公共交通は、人口減少や車社会の発展により、鉄道・バスは一部の便を除き利用者が減少し、その経営は厳しい状況にある一方、高齢者や障がい者のほか、個別の交通手段を持たない町民の生活を支える役割は大きく、事業者や関係機関と連携した公共交通の維持確保が求められています。

令和4年度に町内交通体系を一部見直し、「第2期厚岸町地域公共交通計画」を策定し、その取組の一つとして、令和5年7月から公共交通の利便性向上を

目的に、商業施設を巡回する買物循環バスの運行を開始したほか、厚岸町デマンドバスの停留所を商業施設まで延伸しました。引き続き、鉄道・バスを含めた持続可能な公共交通ネットワークの維持確保に努めるとともに、鉄道・バスを含めた持続可能な公共交通を目指し計画を実行する必要があります。

鉄道については、令和6年3月に国がJR北海道に対して監督命令を発し、JR花咲線を含む8線区の経営改善に向けた取組をより一層加速化するように命じたことを踏まえ、今後、JR北海道は事業の抜本的な改善方策を取りまとめ、JR花咲線を持続的に維持する仕組みを構築するとしていることから、引き続きJR花咲線の維持確保のため、利用促進を図る必要があります。

イ 交通安全

高規格幹線道路の整備による生活・経済圏の拡大や、高齢化の進行により交通事情もさらに変化している中、町内の交通事故件数は増減を繰り返し、依然として交通事故が絶えない状況にあります。

交通事故の傾向としては、全国的に高齢者が被害者や加害者となる事故が過半数を占めており、大きな社会問題となっています。

交通事故対策として、警察はもちろん関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通安全対策を推進する必要があります。

(2) その対策

ア 道路・公共交通

① 広域道路網の整備促進

- ・ 道東自動車道「尾幌糸魚沢道路」の整備促進のほか、釧路別保～厚岸尾幌間の新規事業化と早期着工を関係機関に要望するとともに、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部の協力・支援に努めます。
- ・ 国道44号の幅員拡幅や冬期路面对策、冠水対策などの交通安全対策の整備を要望します。
- ・ 道道別海厚岸線における奔渡区間の歩道整備と、厚岸大橋の耐震化・老朽化対策の整備を要望します。

② 町道の整備推進

- ・ 床潭末広間道路や太田2号道路などの幹線町道の整備を推進します。
- ・ 道路の性格や機能、現状を踏まえて整備の優先順位を設定し、町道の改良・舗装や道路側溝の整備などを計画的に推進します。
- ・ 落石や地吹雪などの災害に強い交通施設の整備に努めます。
- ・ 現に一般交通の用に供されている道路について、適正な町道路線網の整備を推進するため、必要に応じて町道認定を行い、適切な維持管理に努めます。

③ 安全で快適な道路環境の整備

- ・ 歩行スペースの確保や段差解消などのバリアフリー化を進め、高齢者や

障がい者などに配慮した歩道の整備に努めます。

- ・ 通学路を中心に自転車交通や歩行者の安全を確保するため、交通安全施設の充実に努めます。
- ・ 沿道の花や街路樹の植栽など、美観と安全性に配慮した快適な道路づくりを進めます。

④ 道路環境の向上

- ・ 落石や地吹雪などの災害に強い交通施設の整備に努めます。
- ・ 冬期環境に対応した道路整備や歩道を含めた除排雪体制の充実に努めます。
- ・ 町道の清掃や計画的なオーバーレイなどの道路の適切な維持管理に努めます。

⑤ 橋梁の維持管理

- ・ 「厚岸町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕に努めます。
- ・ 橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などの実施を徹底します。

⑥ 公共交通機関の確保

- ・ 町民や観光客の利用促進を図り、JR 花咲線の維持確保に努めます。
- ・ 利用者のニーズと効率的運行の両面から検討したバス運行ダイヤの改善に努めます。
- ・ 厚岸町デマンドバスの運行について、より利用しやすい交通機関を目指し、必要に応じてその内容を見直します。
- ・ スクールバスの住民利用を実施します。
- ・ 定期バス路線の維持確保に努めます。
- ・ 個別の交通手段を持たない町民の交通手段の確保に努めます。
- ・ 地域公共交通の担い手確保のための支援を行うとともに、ライドシェアを含めた新たな取組の研究を進めます。

イ 交通安全

① 交通安全運動の展開

- ・ 交通安全運動や街頭啓発により、交通ルールやマナーの普及促進に努めます。

② 事故発生後の対応強化

- ・ 関係機関と連携し交通事故相談活動の強化に努めます。

③ 交通安全施設の整備

- ・ 国道、道道の道路拡幅や線形改良、集落地域の横断歩道や信号機の増設を関係機関に要望します。
- ・ 町道の利用状況に合わせて交差点改良や歩・車道の分離、交通安全灯、防護柵、道路標識などの安全施設の整備推進に努めます。

④ 交通安全教育・指導の強化

- ・ 交通弱者といわれる子どもや高齢者などを対象とした交通安全教室を開

催し、交通安全意識の普及・徹底を目指すとともに、地域や職場、運転者などへの交通安全指導の強化を図ります。

- ・ 高齢運転者による交通事故防止のための交通安全指導のほか、運転免許証返納の促進や安全運転支援に係る取組の検討を進めます。
- ・ 自転車の安全利用のための交通安全講習など、安全意识の高揚を図る取組の検討を進めます。
- ・ 交通安全指導員の活動が効果的に推進されるよう、研修会の充実に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	床潭末広間道路改良舗装 L= 523m W= 5.5m (L= 1,920m W= 5.5m) 地すべり対策 地すべり観測調査 ほか	厚岸町	
		太田門静間道路改良舗装 L= 394m W= 7.5m (L= 3,293m W= 7.5m) 古棟梁解体	厚岸町	
		太田2号道路ほか整備事業 改良舗装延長 L= 3,900m W= 7.5m 測量試験 L= 3,900m ほか	厚岸町	
		町道改良舗装事業 実施設計 住の江町2号線外3路線実施設計 L= 602m 本工事費 港町2条通り L= 245m 住の江町2号線 L= 151m 望洋台3号通り L= 118m 望洋台4号通り L= 130m 望洋台5号通り L= 203m	厚岸町	
		実験所道路法面整備 工事・実施設計 一式	厚岸町	
	橋りょう	橋梁長寿命化整備 沖万別橋、無名橋、開記橋、桑野橋 長寿命化計画見直し策定 46橋	厚岸町	
	(6) 自動車等 自動車	道路建設機械等整備事業 10t ダンプトラック 2台 (AG装置付)	厚岸町	
	(8) 道路整備機 械等	建設機械等整備事業 除雪ドーザ マルチプラウ付 1台 バケット・マルチプラウ付 1台 諸経費	厚岸町	
	(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業 交通施設維持	地方バス路線維持対策 [事業内容] 地方バス路線助成 [必要性] 公共交通の利用者は減少傾向に あり、事業者の経営は厳しい状況 にあるが、高齢者や障がい者など の移動手段として大きな役割を担 うことから、公共交通を維持する 必要がある。 [効果] 地方バス路線に助成することで、 町民の貴重な移動手段であるバス 路線が維持できる。	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		地方公共交通対策 [事業内容] 地方公共交通対策 [必要性] 厚岸町で実施している、デマ ンド交通を継続して行っていくため に、運行に係る委託料の及び協議 会開催のための負担金の負担をす るほか、公共交通網を維持するに あたって必要となる運転手確保に 向けた免許取得への助成を実施し ていく必要がある。 [効果] デマンド交通を継続して実施す ることによって、町民が安心して 暮らし続けられる生活交通を確保 することができる。	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

ア 道路

安全で快適な道路環境を維持するため、定期的な点検で早期に道路施設の損傷を発見して修繕を行う予防保全型の維持管理を徹底します。また、改良が必要な場合には、路線の重要性等を踏まえ優先順位を定めて整備します。

イ 林道

森林の適正な管理と林業経営の効率化に必要な林道については、定期的な点検により早期に林道施設の損傷を発見し、速やかに修繕や改良を行うことで長寿命化を図ります。

ウ 橋梁

安全で快適な道路環境を維持するため、日常的な点検により早期に橋梁の損傷を発見し、修繕を行う予防保全型の維持管理を徹底するほか、損傷状況と供用年数に応じて優先順位を総合的に判断し改修工事を行うことで長寿命化を図ります。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

水道は町民生活や社会経済活動に欠くことのできないライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水を安定的かつ持続的に供給することが水道事業の使命です。そのためには、施設更新を着実に実施しながら、企業会計の独立採算の原則の下、適正な受益者負担により必要な財源を確保し、健全経営を維持する必要があります。

現在の水道料金は、人口減少や社会情勢の変化により収入が減少する中、耐用年数を超える水道管などの施設整備の着実な実施や当面の経営基盤の強化を図る必要があることから令和4年度に改定したものです。

水道収益は、人口減少や基幹産業の影響により、年々、水需要の低下に連動して料金収入の減少が続く状況にある一方、水道費用は、物価高騰などにより動力費、修理費及び薬品費などの施設維持費を抑えることが難しい状況にあります。

今後は、水道施設の老朽化・耐震化対策を進める必要があり、その財源を安定的に確保するため、将来計画の策定を含めた経営の健全化を図ることが求められています。

イ 下水道

下水道は、海や河川などの公共用水域の水質を保全し、衛生的で快適な生活環境を確保するための重要な施設です。

厚岸町では、平成3年度に公共下水道事業に着手し、平成8年度から一部供用を開始して以来、計画的に整備を進め、令和5年度末の整備面積は334.1ha、普及率は77.4%となっています。

供用開始から20年以上が経過し、人口減少の進行や厳しい財政状況の下で下水道資産を適正に維持管理することは重要な課題です。今後は維持管理から改築更新までを一体的に捉えた効率的な整備計画と適正な受益者負担により、経営の健全化を図る必要があります。

近年、多発する大雨や地震、津波による自然災害発生時の対策が求められていることから、他事業と連携し整備を推進する必要があります。

下水道の污水管整備がほぼ終わり、今後は、人口減少から汚水量が減少し、下水道使用料の減収が見込まれるため、令和6年度から適用した地方公営企業法の趣旨を踏まえ、維持管理から改築更新までを一体的に捉えた効率的な整備計画と適正な受益者負担はもとより、将来計画の策定を含めた経営の健全化を図る必要があります。

ウ 環境衛生

これまで築き上げてきた生活環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、

大量消費、大量廃棄型の社会から、環境負荷の低減を目指した循環型社会を構築する必要があります。

厚岸町では、平成25年度から生ごみの分別収集を始めたことにより、リサイクル率が全国・全道平均値を上回りましたが、町民1人1日当たりのごみの平均排出量は、全国・全道平均に比べ若干多い状況が続いているほか、燃やせるごみの焼却を令和2年10月から釧路広域連合清掃工場で開始、燃やせないごみの埋め立てを令和6年4月から釧路市のごみ最終処分場で開始し、ごみの広域処理に移行したことから、ごみ量に応じた負担金の削減を図るためにも、さらなるごみの減量化とリサイクルの取組を推進する必要があります。

大規模災害時における災害廃棄物対策については、「厚岸町災害廃棄物処理計画」に基づき、適切に対処するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う必要があります。

火葬場と墓地については、斎場の火葬炉の定期的な点検と計画的な改修に努める必要があるとともに、合葬墓や樹木葬について検討する必要があります。

公衆浴場については、利用者が減少傾向にあるもののその必要性は高く、公衆浴場確保や利便性向上のための取組が求められています。

町民の安全及び財産を守るため、エゾシカやノイヌ、キツネ、スズメバチなどの駆除やカラスの巣の撤去を行う必要があります。

エ 消防・防災

過疎化や少子高齢化、多様化・複雑化する災害、疾病構造の変化に加え、消防組織の広域再編など消防防災体制への取り組み方が大きく変化している中、「安全で安心な暮らしを続けることができる」体制づくりを積極的に進める必要があります。特に、災害対応では消防団員確保対策や対応資機材の計画的更新と取扱資格者の養成が求められています。また、救命率向上を目的とした救急救命士の養成と高度教育の実施、さらに火災撲滅と焼死者を防ぐための方策も検証しつつ、計画的に実践することが求められています。

東日本大震災や北海道胆振東部地震を踏まえ、災害の大規模化・多様化に備えるため、地域の総合的な防災力のさらなる強化が求められています。地震・津波に備えるための避難場所などの防災施設については、一定程度整備を進めてきましたが、災害発生時における高齢者や障がい者などの要配慮者、避難行動要支援者の対応などについて、行政と町民が連携し、平時からその体制を築いておく必要があります。また、自主防災組織の活動は一部の組織の防災訓練にとどまっているなど、活動状況には差があることから、防災意識の啓発や災害発生に備えた活動の活発化を促すとともに、その支援に努める必要があります。

厚岸町は地形的要因から、融雪期や降雨時に土砂崩壊の恐れのある箇所が多く残っており、住宅地や海産干場などに土砂が流出する被害も発生しています。このような被害を未然に防ぐため、計画的に予防治山などの山地災害防止策を推進する必要があります。また、土砂災害警戒区域の指定を受けた該当区域の

町民に対しては周知・啓発を行う必要があります。災害などにより崩壊した箇所については、計画的に復旧治山事業を実施し、被害の拡大を防ぐ必要があります。

厚岸町の普通河川の大部分は未改修となっている一方で、集落地が低地に多い地理的条件にあり、洪水時には被害が拡大する恐れのあることから、水害の危険性のある流域の河川改修を計画的に進めるほか、洪水ハザードマップの作成とその周知を行う必要があります。また、近年は台風・低気圧により、護岸からの越波による道路の冠水があり、交通に支障をきたしているため、今後の対策・検討が求められています。

オ 住宅

生活水準の向上や安全への関心が高まり、多様化・高度化するニーズに対応した良質な住宅の確保や住環境の整備が求められています。特に、高齢化が進行する中、高齢者などに配慮したユニバーサルデザイン化など、人にやさしい住環境や、脱炭素社会の実現を目指した、住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入及び災害に強い住環境の確保が求められています。

町営住宅については、これまで計画的に建て替えや改修を進めてきましたが、高齢者や障がい者向け住宅の整備はごく一部となっているほか、老朽化が進んでいる住宅の維持補修も重要となっていることから、今後は入居者の多様なニーズに対応した整備を推進するとともに、維持管理の充実を図る必要があります。

人口減少の抑制や良質な住まいづくりを形成するためには、定住促進に向けた空き地や既存家屋の活用の支援に加え、持ち家の促進や高齢者などに対応した住宅改造など、居住の快適性や安全性の向上を図るための支援も必要です。

カ 公園・緑地

厚岸町では、計画的な都市機能の充実を進めながら快適な居住空間の創出を図るため、平成15年度に「厚岸町都市計画マスタープラン」を策定し、快適で秩序ある都市づくりの推進に努めてきました。しかし、近年の少子高齢化の急速な進行など、社会情勢の影響もあり、中心市街地の空洞化などが顕著になってきています。

今後、将来の市街地形成の動向を考慮しながら、時代の変化に対応すべく令和元年度に見直しを行った「厚岸町都市計画マスタープラン」により、地域性などに配慮した計画的な都市づくり・まちづくりを進める必要があります。

公園についても、少子高齢化の影響や施設の老朽化などにより、利用頻度が低下している公園も少なくないため、真に必要な公園を地域住民の協力を得ながら整備する必要があります。

これまで、都市公園への植樹や街路樹の植樹などの緑化を計画的に進めてきましたが、今後、公有地の緑化推進をはじめ、町民や事業者との連携を図りながら官民協働による緑豊かなまちづくりを進める必要があります。

キ その他

町内には、建設した当初の目的としては既に使用を終えており、現在では使用されていない老朽施設が多数あります。

老朽化した施設は地域の景観を損ねるだけでなく、建物倒壊の恐れがあり、また建物への侵入による事故が起きることも想定されることから、町民生活の安全を確保するためには老朽施設の計画的な解体を進める必要があります。

(2) その対策

ア 水道

① 安全で安心な水の安定供給

- ・ 関係機関と連携し水源河川流域の環境保全と水質汚濁防止に努めます。
- ・ 地下水などの良質な水源調査、確保に努めます。
- ・ 「北海道水資源保全に関する条例」の届出制度の活用により土地利用の状況を把握し、水道水源の水質確保に努めます。
- ・ 安全で良質な水を供給するため、独自検査体制の維持、検査機関の活用などにより、原水から給水に至るまでの水質安全対策を講じます。
- ・ 適正な浄水処理や施設管理などを維持するため、浄水場を運転管理する委託体制の見直しと職員の管理レベルの維持を図り、必要な事務職員及び技術職員の確保と継承に努めます。
- ・ 水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、中長期的な財政見通しの下、老朽施設を計画的に更新するとともに、根幹的な水源の見直しを含めて取水・浄水施設の建設に向けた構想の策定を進めます。
- ・ 水道施設を適切に管理するとともに、災害や水道事故における速やかな復旧に役立てるため、法令の基準に基づいた水道施設台帳を整備します。
- ・ 水道施設の将来投資と人口減少を見据えた、安定した経営基盤を確立するため、経営審議会の意見などを踏まえながら、安全で安心な水道事業を運営します。

② 災害に強い水道の構築

- ・ 施設の現状と課題を整理し、耐震化を図ります。
- ・ 大雨などの自然災害の影響を最小限にとどめ、機能を維持し、早期回復できる施設整備を推進します。
- ・ 取水被害を避けるため、新たな地下水源の確保に向けた取組により、緊急時における安定した水の供給対策を図ります。
- ・ 関係機関や近隣水道事業体との連携により、災害や水道事故などにおける応急給水、応急復旧体制の確保に努めます。
- ・ 緊急時において対応できるよう資機材を確保するとともに、災害などを想定した訓練の実施に努めます。

イ 下水道

① 衛生的で快適な暮らしの実現

- ・ 下水道未整備地域の接続意向を踏まえながら、公共下水道を整備します。
 - ・ 町民の理解と協力を得ながら、公共下水道処理区域内の水洗化を促進します。
- ② 適正管理と健全経営
- ・ これまでストックされた全ての下水道資産を適正に管理するとともに、下水道施設全体の老朽化の進捗状況等を考慮し、計画的な改築更新を行い、施設の延命化を図ります。
 - ・ 施設建設から維持管理、改築更新までを一体的に捉え、より経済的で効率的な整備計画を再構築します。
- ③ 事業経営の健全化
- ・ 適正な維持管理と効率的な整備とともに経費の縮減に努め、下水道使用料など受益に応じた適正な負担により経営の健全化を進めます。
 - ・ 国が推進する地方公共団体の地方公営企業法の適用の動向に注視しながら、下水道事業の独立採算制のシミュレーションなどを行い、地方公営企業法適用化への研究を進めます。
- ④ 自然災害に強いまちづくりの推進
- ・ 雨に強いまちづくりのため、下水道と道路や河川、海岸などの他事業との連携による浸水対策を進めます。
 - ・ いかなる自然災害にも対応できる強いまちづくりのため、地震・津波災害時における下水道機能の確保に努めます。

ウ 環境衛生

- ① ごみの減量化とリサイクルの徹底
- ・ ごみ分別表の配布やごみ分別出前講座による啓発活動により分別を徹底し、リサイクル率の向上に努めます。
 - ・ 平成25年度より実施している生ごみの分別収集と堆肥化は、引き続き実施し、収集方法や回数について検討を行います。また、ヒトデやウニ殻、魚残しなどの事業系廃棄物は、引き続き有機資源堆肥センターを活用し、堆肥化を進めます。
 - ・ 買い物の際に配布されるレジ袋の削減のため、引き続きマイバッグの普及に努めるとともに、販売業者や消費者に対しては、過剰包装の自粛を促進します。
 - ・ ごみ処理手数料は定額制としていますが、ごみの減量化とリサイクル率向上のため、従量制について検討します。
- ② ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
- ・ ごみ収集については、分別区分の変更を検討するとともに、地域の実態に対応した収集体制の構築に努めます。また、し尿と浄化槽汚泥の収集については、収集量を的確に把握し、効率的な収集に努めます。
 - ・ 廃棄物処理施設及び汚水処理施設については、今後も適正な処理と施設の維持管理に努めます。

- ・ ごみ焼却処理場の解体と解体跡地への新たなリサイクルセンターの建設を検討し、より効率的な資源化の取組を進めます。
 - ・ 事業者の認識と自覚を促すため、北海道が行う適正な処理や処分の指導に基づき、関係機関との連携を図りながら、不適正処理の防止に努めます。
- ③ 環境美化運動の推進
- ・ 職員や監視協力団体などによる巡視活動を行うとともに、「自然の番人宣言」に基づいて広域的な啓発活動を行うとともに、環境教育の充実を図るため教育機関と連携した取組を行います。また、沿道などのポイ捨てが後を絶たない状況にあるため、ポイ捨て防止条例の制定を検討し、ポイ捨ては犯罪であることなどの啓発及び、町民一人ひとりのモラルとマナーの意識改善に取り組みます。
 - ・ 環境美化運動を行う町内小・中・高等学校に対して、実施に伴う物品を支給するなどの支援を行います。また、町民参加の下、「厚岸町クリーン作戦」による町内一斉清掃、湖内及び海岸清掃や湿原清掃を行い、美化運動に努めます。
- ④ 3Rの推進
- ・ レジ袋の削減や詰替商品の選定など、日常生活の中でなるべくごみが出ない工夫などの情報提供や啓発活動を行い、町民の意識改革に努めます。
 - ・ 不用品でも使用可能なものは、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用することや、ものは買い換えずに修理して使うなど、再使用の啓発に努めます。
 - ・ 資源の再利用のため、ごみ分別ルールの徹底とリサイクル意識の啓発に努めます。また、現在は布類や廃食用油などを回収していますが、ほかにもリサイクルが可能な品目があれば、随時、分別収集の拡大に努めます。
- ⑤ 火葬場・墓地環境の整備
- ・ 斎場の定期的な点検と適切な改修を行って延命化を図ります。
 - ・ 碎石敷や草刈りなど、墓地内の環境を整備します。
 - ・ 合葬墓及び樹木葬について、他自治体の取組事例などを研究します。
- ⑥ 公衆浴場の確保
- ・ 既存事業者への継続支援などによる公衆浴場の維持確保に努めます。
- ⑦ 有害鳥獣などの駆除対策
- ・ 町民の安全及び財産を守るため、エゾシカやノイヌ、キツネ、スズメバチなどの駆除やカラスの巣の撤去など、有害鳥獣などの駆除対策を引き続き実施します。

エ 消防・防災

① 消防体制の強化

- ・ 近年、大規模化・多様化・複雑化する災害に対応するため、計画的に消防車両や資機材、装備品の充実強化を図ります。また、消防水利については、無水利地区解消及び設置から年数が経過している消火栓本体の計画的

な更新に努めます。

- ・ ポスター、ホームページ、IP告知情報端末などにより消防団員募集の記事を掲載し、青年層や女性の入団促進を進めながら消防訓練や教養研修などを実施し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、消防団の活性化を推進します。
- ・ 新規採用消防職員については基本的知識の習得、その他の消防職員については専門的知識の習得及び多様化・複雑化する各種災害に対応するために必要な技能の習得を図ります。
- ・ 消防活動に必要な潜水土、玉掛け、無線技士などの資格者を随時養成することにより、徹底した安全管理の下、充実した初動体制及び消防活動の向上を図ります。
- ・ 浸水予測地域に建築されている分団庁舎にあっては、海拔の高い位置に新築することにより、津波災害などでの地域防災の要になるよう充実強化を図ります。また、老朽化が進んでいる分団庁舎についても、地震などによる危険性が危惧されるため随時整備を進めます。

② 救急・救助体制の充実強化

- ・ 強靱な身体と精神力が必要とされる救助隊員については、新陳代謝が不可欠であることから、救急隊員を計画的に養成します。
- ・ 救急救命士の行う特定行為が追加されたことに伴い、救急隊員のスキルアップが求められていることから、各学会への参加、救急救命士の病院研修を積極的に進めます。
- ・ 心肺停止状態の傷病者の救命には早期の応急手当が有効であることから、町民を対象とした救命講習の実施、事業所などへのAED設置に向けた普及啓発を図ります。
- ・ 高度化する救急・救助業務に対応し、時代に即応したレベルの高い活動を行うため、計画的に資機材の更新を推進します。

③ 防火対策の推進

- ・ 火災による死傷者を出さないことを目指し、消防職員や消防団員、防火クラブ員による町内全戸への住宅用火災警報器の設置の促進と確認を行い、機器の設置率の向上を図ります。
- ・ 学校や病院、事業所など、不特定多数の人が出入りする建物への立入検査や防火指導を徹底し、防火管理体制の強化を図ります。
- ・ ホームページ、各種イベント参加による防火PRなど、町民の防火意識の向上を図ります。

④ 防災体制の充実

- ・ 「厚岸町地域防災計画」の点検と見直しを必要に応じて行います。
- ・ 災害発生時に迅速・的確に対応できるよう、北海道や厚岸警察署、厚岸消防署など防災関係機関との緊密な連携を図ります。
- ・ 津波警報などが発表された場合に防災拠点となる厚岸消防庁舎、森林センターの機能の維持強化を図り、Jアラート、防災行政無線の適切な運用

を図ります。

- ・ 業務継続計画（BCP）に基づき、被災して限られた人的・物的資源の状況下でも非常時優先業務実施の確保を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

⑤ 危険地域の把握

- ・ 危険区域の点検と情報収集により状況を把握するとともに、危険箇所を示したハザードマップを定期的に更新し、町民へ情報提供します。

⑥ 避難体制の確立と災害物資の充実

- ・ 避難時の安全確保のため、避難場所及び避難経路の維持管理や停電時を考慮した太陽光照明設備の整備などを行うとともに、各地区避難場所を周知するほか、避難所運営マニュアルに基づき、避難者やペット同行避難に配慮した避難所の確保に努めます。
- ・ 津波到達想定時間内に避難場所への徒歩避難が困難な区域の解消に努めます。
- ・ 非常用食糧や飲料水のほか、避難場所での低体温症対策を考慮した毛布や暖房器具などの備蓄品を充実させるとともに定期的に更新します。
- ・ 災害発生時に外国人が適切に行動できるよう、災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化に努めます。

⑦ 情報の収集・周知と防災訓練の実施

- ・ 災害関連情報を早期に入手し、防災行政無線やSNSなどを使って町民へ迅速に周知します。
- ・ 防災意識の浸透と初期行動の定着のため、継続的に防災教育・防災訓練を実施します。

⑧ 町民による防災体制の確立と支援

- ・ 個人情報の取り扱いに留意しつつ避難行動要支援者名簿、個別計画を策定し、自治会や関係機関の協力を得ながら避難支援体制を構築します。
- ・ 広報誌などによる防災意識の啓発を行うとともに、自治会などの協力を得ながら防災講習会を実施し、防災知識の向上を支援します。
- ・ 各自治会において、災害時にお互いが協力し合える自主防災組織の設立と活発化の支援に努めます。

⑨ 治山対策

- ・ 危険箇所の予防治山や山崩れなどによる決壊箇所の復旧治山の推進と保安林の整備拡充に努めます。
- ・ 崖崩れなどの土砂災害を未然に防止するため、地すべりや急斜面などにおける防止対策事業を推進し、人命や財産、資源の安全確保に努めます。

⑩ 河川環境の整備

- ・ 自然環境との調和や景観面などに配慮した河川の改修を進め、水害の防止と護岸や堆積土砂対策に努めます。
- ・ 自然環境や生態系の保全に配慮した河川環境の整備を関係機関に要望します。

- ・ 河川汚濁の原因をできる限り取り除くため、町民や関係機関などと協力して取り組みます。

オ 住 宅

① 町営住宅の整備

- ・ 「厚岸町住生活基本計画」及び「厚岸町町営住宅等長寿命化計画」を推進し、良質なストック確保のための建て替えと改修を進めるとともに、柔軟な計画の見直しに努めます。
- ・ 高齢者や障がい者、子育て中の親、単身者など、多様なニーズに対応するための検討を行います。
- ・ 老朽施設の維持補修、居住者のニーズにあった改善に努めます。
- ・ 駐車場や公園、緑地の維持管理に努めます。
- ・ 団地ごとに避難訓練などを実施し、安全な住環境の形成に努めます。

② 一般住宅の整備

- ・ 建設相談、建築情報の提供や指導の推進のほか、住み替えなど住宅関連情報の提供の推進に努めるとともに、各種支援制度の継続と情報発信に努めます。
- ・ 少子高齢化が進行する中、ユニバーサルデザインの推奨に努めます。また、脱炭素化に向けた支援制度を継続します。

③ 良質な住環境の確保

- ・ 住環境の適正な管理に向けた助言指導のほか、耐震性の向上や耐震性能を満たさない住宅の解体に係る各種支援制度の継続と情報発信に努めます。
- ・ 空き家や空き地の情報を把握し提供することにより、定住促進に向けての住環境を確保します。

④ 空き家などに関する対策の推進

- ・ 空き家などの適切な管理の促進、空き家とその跡地の利活用・流通の促進及び特定空き家への対応を図るため、「厚岸町空家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的な対策に取り組みます。

カ 公園・緑地

① 都市計画の推進

- ・ 令和25年度を目標年度とする「厚岸町都市計画マスタープラン」を推進します。
- ・ 将来の市街地形成を見極めながら都市機能の向上を図るため、用途地域の見直しを行います。
- ・ 都市機能を維持向上させるため、「尾幌糸魚沢道路」（仮称）厚岸インターチェンジなど、周辺環境の変化にも対応する都市施設の計画、見直しを行います。

② 公園・緑地の整備

- ・ 既存公園の施設・機能の充実と、老朽化の状況に応じた計画的な改修整備を進めます。
- ・ 良好な都市景観を形成し憩いの空間を確保するため、官民協働による花と緑のあるまちづくりに努めます。

キ その他

- ・ 老朽化した町有施設等の解体撤去を実施し、良好な生活環境の確保や景観の保全を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	配水管布設替 床潭末広間	厚岸町	
		上水道地区ポンプ場設備整備 厚岸浄水場 沈殿水濁度計 1台 原水PH計 1台 ほか 床潭ポンプ場 非常用発電機 1台	厚岸町	
	簡易水道	簡易水道配水管布設替 上尾幌地区配水管	厚岸町	
		簡易水道施設整備事業 テレメータ一整備 大別浄水場～厚岸浄水場 一式 大別取水場～大別浄水場 一式 ほか	厚岸町	
	その他	糸魚沢薬液注入室整備事業 配水流量計 1台	厚岸町	
		別寒辺牛取水場整備事業 井戸洗浄ポンプ更新 2箇所 取水井戸接続工事 1箇所	厚岸町	
		(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道 汚水管 マンホールポンプ所更新 災害用発電機 1台 終末処理場外更新工事 ほか	厚岸町
	(3) 廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	釧路広域連合基幹的設備改良 負担金	厚岸町	
		釧路市ごみ最終処分場整備事業 負担金	厚岸町	
	(5) 消防施設	消防自動車整備 広報車 1台	釧路東部 消防組合	
		消火栓整備 消火栓更新 10基 消火栓施設 1基 防火水槽給水口整備 1基	釧路東部 消防組合	
		小型ポンプ 小型動力ポンプ 厚岸消防署 3台	釧路東部 消防組合	
		厚岸消防団庁舎整備事業 実施設計 一式 建設工事 一式 外壁改修工事 一式 用地取得・用地鑑定 一式 ほか	釧路東部 消防組合	
		救急自動車整備事業 高規格救急自動車 1台	釧路東部 消防組合	
		通信指令台設備整備事業 通信指令台設備整備・実施設計 一式	釧路東部 消防組合	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(6) 公営住宅	町営住宅施設整備 白浜団地、奔渡団地 屋上防水・外壁改修 一式 ほか	厚岸町	
		町営住宅建設 建設工事 一式 I P告知情報端末設置 一式	厚岸町	
	(7) 過疎地域持 続的発展特 別事業 生活	住宅新築・リフォーム支援 [事業内容] 住宅新築助成 住宅リフォーム助成 [必 要 性] 安全・安心で快適な住環境の促 進並びに良質な住宅ストックの形 成による町民の生活の向上及び定 住人口を確保する必要がある。 [効 果] 施工業者を町内参加登録業者に限 定することで、建設・リフォーム工事 に伴う町内経済の活性化にもつな がり、新たな人口の流入も期待できる。	厚岸町	
	環境	公衆浴場経営助成 [事業内容] 助成金 [必 要 性] 入浴設備のない町民の入浴機会 会と公衆衛生を確保するため、公 衆浴場の既存事業者への経営支援 に努める必要がある。 [効 果] 経営を支援することで公衆浴場 の確保が維持できる。	厚岸町	
		花のあるまちづくり [事業内容] 助成金 [必 要 性] 緑と花のうるおいに満ちたまち づくりや豊かな生活環境の創造の ために必要がある。 [効 果] 町と町民が協力して身近な緑化 の知識・技術の普及啓蒙、フラワ ーボックス等を活用した緑化の推 進が期待できる。	厚岸町	
	その他	保育所、職員住宅解体 [事業内容] 保育所解体 職員住宅解体 [必 要 性] 老朽化した町有施設棟の倒壊等 を 방지、施設周辺の環境整備及び 景観の保全を図る必要がある。 [効 果] 解体撤去することにより、施設 周辺の環境整備及び景観の保全が 図られる。	厚岸町	
		旧消防庁舎等解体 [事業内容] 旧消防庁舎等解体 [必 要 性] 老朽化した町有施設棟の倒壊等 を 防 ぎ、施設周辺の環境整備及び 景観の保全を図る必要がある。 [効 果] 解体撤去することにより、施設 周辺の環境整備及び景観の保全が 図られる。	釧路東部 消防組合	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

ア 水道施設（建築物）

安全で安心な水を安定的に供給するため、計画的な施設・設備の更新を行います。なお、更新時期を迎えている施設が多くあるため、効率的な維持管理と予防保全により更新費用の平準化と施設の長寿命化を図ります。また、災害に強い施設とするための耐震化を進めます。

イ 水道（管路）

安全で安心な水を安定的に供給するため、耐震性が不足している管路の耐震化を行うとともに、更新費用が突出すると予想される時期があることから、更新費用の平準化を図るため、水需要の変化を踏まえた管路の見直しを進めます。

ウ 下水道施設（建築物）

衛生的で快適な生活環境を維持するため、定期的に点検を行い健全度に応じて修繕を行います。また、管路と一体的・効率的に管理することで、下水道施設全体の設計から解体までに要する全費用の縮減や更新費用の平準化を図ります。

エ 下水道（管路）

衛生的で快適な生活環境を維持するため、定期的に点検を行い健全度に応じて修繕を行います。また、更新費用が突出すると予想される時期があるため、終末処理場やポンプ場等の建築物と一体的・効率的に管理することで、下水道施設全体の設計から解体までに要する全費用の縮減や更新費用の平準化を図ります。

オ 廃棄物処理施設

衛生的で安全な生活環境を確保するため、廃棄物の排出量を見据えながら処理に支障を来さないよう、適切に維持管理を行いながら施設の延命化に努めるとともに、ごみの焼却処理と最終処分については、施設更新・増設と広域連携による処理費用の比較を行うなど、近隣自治体と連携しながら広域処理を検討します。

カ 町営住宅

安全に安心して健やかに暮らせる住環境を整備するため、人口や世帯数の推計、民間の賃貸住宅数等から町営住宅の地区別の管理戸数を設定したうえで適切に維持管理を行うとともに、改修や建替え、解体を計画的に実施します。

キ 行政系施設

災害対策拠点にもなっている施設があることから、その機能発揮に支障が出ないよう適切に維持管理を行います。

活用見込みのない職員住宅については、解体を進めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

子育て支援策の基本的な方向性と主要施策を示す「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」の下、各種施策を推進し、子育て環境の整備に努めていますが、依然として少子化が進行し、児童が減少傾向にあるほか、女性の社会進出が進むなどにより、子育てには多様な支援が求められています。

少子化の進行を緩和する施策の一環として、保育料無償化や各種助成など、経済的支援を継続する必要があります。

認可保育所を運営しており、乳幼児や障がい児の受け入れにも取り組んでいるほか、児童館では遊びを通じて児童の健全育成と子育てを含めたサークル活動の場として運営し、子育て支援センターでは保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行っています。

子どもをより良い環境の中で育てるため、今後、多様な子育てニーズに対応できる児童施設や子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

イ 保健

町民の健康づくりを推進するため、各種健康診査や健康教育、健康相談、予防接種などを継続的に実施しているほか、子育て支援や食育、心の健康に関する取組を強化しています。

乳児から高齢者までのライフステージや地域特性に応じた健康づくりの取組を継続する必要があるとともに、今後も複雑化した健康問題の発生が予測されるため、予防的な視点からの健康づくりが重要です。

成人対象の各種健康診査（各種がん検診、特定健康診査など）の受診率は伸び悩んでおり、町民の健康づくりや生活習慣の改善に向けた意識の向上が大きな課題となっています。

ウ 地域福祉

貧困やひきこもり、家庭内暴力、虐待などのさまざまな生活課題を抱えた人や世帯に対する支援が求められています。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、あらゆる相談を受け付け対応できる窓口の充実を図る必要があります。

「ボランティア活動をしたことはないが、今後活動したい」という人が比較的若い世代で多くなっており、ボランティア活動に興味のある人が、その情報を入手しやすく、活動に参加しやすいような体制づくりが求められています。

今後も、厚岸町社会福祉協議会を中心として関係機関が連携し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの場や機会の提供を充実させる必要があります。

福祉団体や自治会、ボランティア団体などの中には、参加者の減少や高齢化、固定化などにより、十分に活動できなくなった組織が増えており、町民だれもが暮らしやすいまちになり、厚岸町の地域福祉がさらに発展するためには、さまざまな分野の人材発掘及び人材育成が必要です。

「福祉の心」を育むためには、子どもの頃からの世代間の交流が大切であり、さまざまなふれあいの場などの体験を通じて各世代の価値観の相違をお互いに認め合うことができ、人々がつながる地域のコミュニティを創出する必要があります。

現在、多機能共生型地域交流センター（コアぽんときらく）を活用した地域活動が行われていますが、さらに、町民同士のつながりが深まる「コミュニケーションの場」の増加が求められています。

エ 高齢者福祉

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、要介護状態になってもそれ以上悪化しないように、介護予防の普及啓発と事業参加の場の提供により、介護予防の取組を推進してきました。

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、要介護状態になってもそれ以上悪化しないように、介護予防の普及啓発と事業参加の場の提供により、介護予防の取組を推進してきました。

認知症施策をより充実させるため、認知症の人やその家族の意見を踏まえた支援体制の整備を進めながら、国の施策に沿って取り組み、認知症に係る普及啓発と地域で見守る体制整備を進めてきました。

生活支援体制整備事業による地域全体で暮らしを支える仕組みづくりのほか、成年後見制度などの権利擁護事業、医療と介護の連携強化、介護予防、健康増進や生きがい活動などを推進し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を行ってきました。

ひとり暮らしの高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しており、介護サービスの基盤整備や地域の支え合い体制の推進を図る必要があります。

高齢者が身近な地域の中で経験と知識を活かしながら社会参加ができるよう、生活支援・生きがい活動をさらに推進する必要があります。

生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の育成・確保を図る必要があります。

介護従事者の不足が全国的に大きな課題となっており、町内の介護サービス事業所においても同様の状況にあるため、介護従事者の確保と育成を図る必要があります。

高齢者福祉施設については、老朽化に伴う設備などの更新に加え、現在の場所と施設機能では、災害時に避難が遅れ、命の危険にさらされる懸念があることから、入所している高齢者や働く介護従事者の安全・安心を確保するため、

福祉避難所などの防災拠点としての機能を兼ね備えた施設として、新たに整備する必要があります。

オ 障がい者(児)福祉

障害児通所支援については、町内3カ所のサービス提供事業者が、障がいの早期療育の場として重要な役割を果たしており、その利用実績は、未就学児童が減少している一方、就学児童は増加傾向にあります。

通所可能な事業所数は維持できていますが、支援に従事する人材不足の影響を受け、保護者が希望する日数での通所ができていない状況にあります。

自閉症スペクトラム症などのいわゆる発達障害に係る保護者の関心はますます高まっており、心理士などの専門員による相談や療育の機会の確保など、増加する“気になる子”への対応が必要となっています。

障害福祉サービスについては、町内外のサービス提供事業所を利用し、障がい者が希望する就労に関するサービスの提供ができています。

就労継続支援（B型）の利用者は年々増加し、個々に状況が異なる障がい者への対応が難しいケースもあります。

障がい者は、一般の企業や会社へ就職する機会が少ない状況にあるため、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、雇用の場を確保する必要があります。

障がい者は、一般的に就職しても職場への定着が困難な状況もあり、就労定着に関する雇用主や障がい者への相談支援のほか、障がい者雇用への理解を促進する必要があります。

障がい者が将来の自立に向けて、障がいの特性に合った事業所での訓練を受けやすくするためには、通所交通費助成制度の充実など、障がい者の経済的な負担軽減を図る必要があります。

障がい者やその家族または支援者からの相談内容は多様化しており、専門員による相談などの支援体制を充実させる必要があります。

障がいの有無にかかわらず、障がい福祉に関する取組を進めるためには「心のバリアフリー」を推進する必要があり、障がいに対する理解を深める共創が重要です。

(2) その対策

ア 子育て支援

① 子育て支援の充実

- ・ 保育ニーズにあった保育サービスの充実を図るとともに、少子化に伴う効率的な保育所運営に努めます。
- ・ 児童館運営の充実など、放課後児童対策を推進するとともに、子育てのサークル活動を支援します。
- ・ 生涯学習活動と連携し、親子でふれあう各種事業の企画、実施に取り組みます。

- ・ 面前DVなどによる心理的虐待やその他の虐待の予防啓発に努め、児童虐待などのない、子どもの人権を尊重した地域づくりを進めます。
- ・ 地域住民が子育てへの関心や理解を深め、子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育て活動の促進や交流機会の提供を図り、「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域のニーズにあった子育て支援の充実に努めます。
- ・ 世代間交流事業の継続に努めます。
- ・ ひとり親家庭の児童に必要な援護対策を進め、健全な子育て支援に努めます。

② 子育て環境の整備

- ・ 育児に関する相談指導を充実し、家庭の育児機能の強化と養育者の精神的な支援に努めます。
- ・ 子育て支援事業の充実に努めます。
- ・ 児童手当や福祉医療制度などの充実のほか、各種助成などの経済的援助に努めます。
- ・ 安全で安心できる児童福祉施設の整備と維持管理に努めます。
- ・ 子育て世代に届く情報発信に努めます。

イ 保 健

① 健康づくりの推進

- ・ 健康増進計画「みんなすこやか厚岸21（第3期）」に基づき、心身の健康や食育など町民の健康づくりを支援します。
- ・ 健康づくりの拠点として、健康増進機器の整備など保健福祉総合センターの機能充実に努めます。
- ・ 心の健康づくり及び自殺予防について、「誰もが安心して暮らせるまち」を目指し、関係団体と連携して取り組みます。
- ・ 食と健康の関わり及び食育の重要性を普及啓発し、健康の源である食生活の向上を図ります。

② 保健予防サービスの充実

- ・ 妊娠期から育児期までの子と養育者への切れ目のない支援の充実に努めます。
- ・ 各種健康診査や健康教育、予防接種等感染症対策等の充実に努め、健康に関する情報提供、疾病の予防と早期発見に努めます。
- ・ 新たな健康課題に応じた取組を展開します。
- ・ 乳児から高齢者までのライフステージや地域特性に応じた訪問指導や健康相談、健康教育などを関係団体と連携の上、推進します。
- ・ 全身の健康に影響するむし歯をはじめとする歯科疾患を予防するため、歯科保健対策の充実に努めます。

ウ 地域福祉

① 地域で支える福祉の体制づくり

- ・ 総合的な地域福祉を進めるため、関連する計画を適正に見直します。
- ・ 厚岸町社会福祉協議会が策定している「地域福祉実践計画」と連携しながら地域福祉の推進を図ります。
- ・ ノーマライゼーションの定着のため、広報・啓発の推進に努めます。
- ・ 学校や関係団体と連携して福祉教育の推進を強化します。
- ・ 福祉に係る必要な情報を積極的に発信します。
- ・ 貸付制度などを継続し、アイヌの人々の生活や福祉の充実に努めます。
- ・ 避難行動要支援者の避難支援や安否確認などを円滑に行えるよう努めます。
- ・ 地域と連携し、虐待や家庭内暴力、引きこもりなどの情報を把握し、適切な対応に努めます。
- ・ 既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

② 地域福祉活動の推進

- ・ 福祉関係専門職やボランティアなどの福祉人材の育成・確保に努めます。
- ・ 厚岸町社会福祉協議会などの民間福祉活動の支援を図ります。
- ・ 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員協議会の活動の支援を図ります。

③ 地域福祉施設の整備

- ・ 多機能共生型地域交流センターの適正な維持管理に努めます。
- ・ ユニバーサルデザインの導入など全ての人にやさしい施設の改善を進めます。
- ・ 厚岸町社会福祉センターの適切な維持管理への支援に努めます。

エ 高齢者福祉

① 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

- ・ アンケートによる実態把握の実施やボランティアの人材育成など介護予防事業推進のための環境を整備します。
- ・ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供してきた専門的なサービスに加え、配食や見守りサービスをはじめとする生活支援サービスについて、地域の実情に応じて充実を促進します。
- ・ 町民一人ひとりの健康づくり意識の高揚と健康づくりに取り組む地域への支援を進めます。

② 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 地域住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援します。
- ・ 公的なサービスのほか、地域の支え合い体制の推進を図りながら、高齢

者になっても安心して在宅生活を送ることができる地域づくりを推進します。

- ・ 認知症の人やその家族を支援する相談業務と地域の関係機関と連携し、担当する認知症地域支援推進員を中心に認知症に関する理解促進に向けた普及啓発活動を進めます。
- ・ 町民一人ひとりが認知症に対する正しい知識を持ち、地域全体で見守る環境づくりを進めます。
- ・ 認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者が、財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを行う際に、不利益とならないよう支援します。
- ・ 病気を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を継続できるよう、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を図ります。

③ 介護サービスの充実

- ・ 介護保険施設における施設サービスの充実と質の向上に努めるほか、指定管理者制度を活用した適正な施設運営に努めます。
- ・ 介護相談員の活用により、在宅・施設サービス利用者の声を聴き、気づきを伝え、サービスの充実と質の向上を図ります。
- ・ 各種事業の担い手と、より高度な専門性を有する人材の育成・確保を図ります。

④ 高齢者の社会参加の促進

- ・ 敬老事業、高齢者関連団体への支援、外出支援を通じて高齢者が社会参加できる機会を増やします。

オ 障がい者(児)福祉

① 障がいの早期発見・早期療育と地域生活の支援充実

- ・ 市内の母子保健部門との連携はもちろんのこと、学校や専門機関などと連携し、子どもの発達の遅れや障がいの早期発見と早期療育に努めるとともに、家族に対する相談体制を強化し、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。
- ・ 専門職員との連携した相談支援体制の強化を図るとともに、権利擁護の推進や必要なサービスを円滑に提供する体制の強化に努めます。
- ・ 地域生活での居住の場となるグループホームや日中の活動の場となる通所サービス事業所など、必要な事業の充実に向け、社会福祉法人やNPO法人などと連携した支援に努めます。
- ・ 安定した生活を支援するため、補装具、日常生活用具及び自助具を給付し日常生活の便宜を図り、障害福祉制度を利用する際に必要となる診断書等の取得費用や交通費・医療費の助成などにより、経済的支援の充実を図ります。

② 自立と開かれた社会参加の促進

- ・ 障がい者の生活の安定のため、団体や事業者、民間企業などの関係機関

と連携して就労に関する情報提供を積極的に行います。

- ・ 障がい者の就労定着を図るため、職場での障がい者に合ったサポートのあり方などに関する相談対応や、障がい者雇用への理解を促進します。
- ・ 障がい者が地域社会の一員として、さまざまな活動に積極的に参加し、生活の質の向上や自己実現が図られるよう、関係団体と協力して各種イベントや文化・スポーツ事業、学習機会の提供と情報周知に努めます。

③ 障がい者(児)が住みよいまちづくり

- ・ 「厚岸町障がい者基本計画」及び「厚岸町障がい福祉計画」に基づく総合的対策を推進します。
- ・ 厚岸町社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの福祉資源と学校などが連携し、障がいへの理解促進啓発や人権尊重の教育を進めます。
- ・ 各種啓発事業の開催や広報誌などにより障がいに対する正しい理解やノーマライゼーションの普及に努めます。
- ・ 全ての人々が地域で自立した生活ができるよう、町有施設や道路などを利用しやすいよう整備するとともに、環境整備を行う事業者への費用助成制度の継続と積極的な周知を図り、福祉のまちづくりを推進します。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>子育て支援対策</p> <p>[事業内容] 次世代出産祝金支給 子どもとお出かけハイヤー券 交付事業 妊産婦健康診査通院費助成</p> <p>[必要性] 人口減少対策においてはより一層子どもを産み育てやすい環境の整備が必要である。</p> <p>[効果] 家庭における子育て環境整備に役立つとともに、子を多く持とうとする保護者の増加に寄与することができる。</p>	厚岸町	
	高齢者・障害者福祉	<p>ひとり親家庭等医療費</p> <p>[事業内容] ひとり親家庭等医療費</p> <p>[必要性] 誰もが安心して医療を受けるために、ひとり親家庭の母又は父又は児童に対し医療費の一部を助成する必要がある。</p> <p>[効果] ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進が期待できる。</p>	厚岸町	
	高齢者・障害者福祉	<p>福祉灯油</p> <p>[事業内容] 福祉灯油購入費助成</p> <p>[必要性] 低所得の高齢者等の自立した日常生活を支援するため冬期間に使用する暖房用燃料の購入の一部を助成する必要がある。</p> <p>[効果] 低所得の高齢者等の自立した日常生活・社会生活の促進が図られる。</p>	厚岸町	
	高齢者・障害者福祉	<p>地域生活支援</p> <p>[事業内容] 地域活動支援センター運営、外出支援サービス、地域訪問支援</p> <p>[必要性] 障がいのある人やその家族が安心して地域生活を送ることができるように、相談など支援体制の充実を図る必要がある。</p> <p>[効果] 支援体制の充実を図ることにより、自立した日常生活・社会生活の促進が期待できる。</p>	厚岸町	
	高齢者・障害者福祉	<p>重度心身障害者医療費</p> <p>[事業内容] 重度心身障害者医療費</p> <p>[必要性] 誰もが安心して医療を受けるために、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成する必要がある。</p> <p>[効果] 重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進が期待できる。</p>	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>介護予防・生活支援（高齢者福祉） [事業内容] 生きがい活動支援通所事業委託 [必要性] 要介護・要支援認定を受けていない高齢者に対し、個々の心身の状況や生活環境等に応じた外出・交流の場を提供する必要がある。 [効果] 日常生活の訓練や趣味に関する活動などを行うサービスを活用することで、高齢者の閉じこもり防止や生きがい活動の機会とし、過疎地域においても外出・交流の場を確保し安定した生活の維持を図ることができる</p>	厚岸町	
		<p>老人クラブ運営支援 [事業内容] 補助金 [必要性] 高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を推進しており、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するものとして、老人クラブの活動・事業の育成が必要である。 [効果] 老人クラブでの活動を通して「外出する」「人と会う・話す」という良い機会を得ることができ、またそうすることでそれぞれの健康状態等を互いに確認しあうことができる</p>	厚岸町	
		<p>福祉バス運行 [事業内容] 福祉バス運行委託料 [必要性] 高齢者、心身障害者及び福祉関係者によって組織される福祉団体等が、教養研修、レクレーション、健康、その他福祉の向上等を図る活動を行うために必要である。 [効果] 福祉団体等の育成及び活動の活性化を図り、地域福祉の向上が実現することができる</p>	厚岸町	
		<p>福祉交通回数券助成 [事業内容] 福祉交通回数券 [必要性] 高齢者等の積極的な社会参加を促進するため、町内の幅広い交通機関利用に対して助成する必要がある。 [効果] 高齢者等の健康と福祉の増進が期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>高齢者等通院交通費助成 [事業内容] 高齢者等通院交通費助成 [必要性] 車いすを使用している住民において、通院に掛かる交通費の負担が大きいため、交通費の助成を行う必要がある。 [効果] 交通費の負担を軽減することで、健康の維持増進が図られる。</p>	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	<p>長寿祝金 [事業内容] 長寿祝金 [必要性] 高齢の町民に対し長寿祝金を贈呈しその長寿を祝福することで町民の敬老思想の高揚を図る必要がある。 [効果] 敬老思想の高揚と長寿の祝福を通し保健福祉の向上が期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>元気いきいき高齢者応援 [事業内容] 元気いきいき高齢者応援記念品 [必要性] 高齢者が健康増進に努め、介護認定を受ける必要のない元気な状態を維持する意欲の高揚を図り、いきいきと生活・活躍していける地域をつくる必要がある。 [効果] 地域住民の介護予防や健康年齢の引き上げを図ることができる。</p>	厚岸町	
		<p>健康推進一般 [事業内容] 釧根広域救急医療確保負担金 [必要性] 地域医療の確保を図るため、医療を円滑に行い町民の健康維持に寄与する必要がある。 [効果] 釧根広域緊急医療確保により、町民への医療体制の維持を図ることができる。</p>	厚岸町	
		<p>母子保健 [事業内容] 特定不妊治療費助成補助金 思春期ふれあい体験協力者記念品 新生児聴覚検査費用助成 [必要性] 出生率向上のため、特定不妊治療法以外では妊娠の見込みのない、又は少ない夫婦に対して治療費の経済的支援を行う必要がある。 また、次代を担う健康的な世代を育成するため、成人期に向けた将来設計や心身の健康保持に関心を持たせる必要がある。 [効果] 出生率が向上するとともに、地域の活性化に繋がることが期待できる。 また、自身の将来を考える時期である思春期に親子との各種交流を体験することで、健全な母性や父性を備えた若者の育成が期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>がん予防保健 [事業内容] がん検診委託料 [必要性] がん予防の早期発見のため、定期的検診を推進する必要がある。 [効果] 各種がんの早期発見・早期治療に資するばかりではなく、がん検診等の認識度を高めることで、適切な予防と行動を図ることができる。</p>	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>子どもインフルエンザワクチン予防接種費用助成</p> <p>[事業内容] 子どもインフルエンザワクチン予防接種費用助成</p> <p>[必要性] 子育て世代の家庭において、全額自己負担であるインフルエンザ予防接種に掛かる費用負担が大きいため、18歳までの子どもを対象に、ワクチン接種費用の助成を行う必要がある。</p> <p>[効果] 乳幼児で特に重症化しやすい感染症であるインフルエンザの罹患予防、重症化予防を行うことで、子育て世代の家庭への子育て支援を図ることができる。</p>	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

ア 子育て支援施設

安心して子どもを育てることができる環境の充実を図るため、少子化の進行状況や民間の動向、利用者の意見や需要を踏まえながら適切な維持管理による予防保全により施設の延命に努めます。

イ 保健・福祉施設

各施設の老朽度合いのほか、施設の利用状況や利用者の意見を踏まえつつ、中長期的な修繕の計画を立て、予防保全による施設の長寿命化を図ります。

なお、特別養護老人ホームは、入所者の生活の場となる施設環境、入所実態や待機者数等を踏まえ大規模改修や増築、建替えを検討するほか、在宅老人デイサービスセンターについては、利用実態を踏まえながら大規模改修や建替えを検討します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

身近な医療の提供には医療体制の充実と維持が重要であることから、町立厚岸病院では、患者の健康問題を家族や地域社会の背景も把握しながら、継続的に治療にあたる「かかりつけ医」としての総合医療体制で地域医療を進める必要があるとともに、医療技術員の確保を最優先に進める必要があります。

厚岸郡における保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、町立厚岸病院では完結できない専門医療と高度医療については、釧路市内の二次医療機関との病病連携を図る必要があります。

今後における町立厚岸病院にあっては、国が進める地域医療構想の動向に注視しつつ、厚岸郡における中核的な医療機関として、地域医療の確保を図る必要があります。

(2) その対策

① 地域医療体制の充実

- ・ 住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が継続できるよう、保健・医療・福祉の連携を推進します。
- ・ 「町立厚岸病院経営強化プラン」に基づく経営強化の取組を推進し、経営改善に努めるとともに、病床機能のあり方について利用状況を見極めながら検討を進めます。
- ・ 釧路管内における医療機関の規模の適正化や機能のあり方を検討する機関として「釧路圏域地域医療構想調整会議」が設置されており、その検討の状況を踏まえ、医療機関等と自治体が連携し、患者情報の共有化のためのネットワークの構築と機能分担の協議を進めます。
- ・ 関係機関と連携しつつ、休日・夜間を含めた初期救急から高度医療につながる体系的な救急医療体制と、ドクターヘリなどの救急搬送体制を確保し、その継続に努めます。
- ・ 地域医療を支え病院機能の維持継続を図り、へき地であっても安心して暮らせる医療体制を維持します。そのための医師、医療技術員の確保を最優先に継続した取組を進めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	町立厚岸病院医療機械器具整備 全身用X線CT診断装置 一式 人工呼吸器（病棟用） 1台 人工呼吸器（車載搭載機） 1台 自動血球分析装置 一式 ほか	厚岸町	
		町立厚岸病院空調設備改修 1階厨房及び職員食堂エアコン設置工事 実施設計・工事 一式 3階病棟ホール等エアコン設置工事 実施設計・工事 一式 CT室・X線TV室空調設備更新 実施設計・工事 一式 1階外来待合室等エアコン設置工事 実施設計 一式	厚岸町	
		町立厚岸病院エレベーター整備事業 エレベーター改修 一式	厚岸町	
		町立厚岸病院整備事業 温水ボイラー煙突補修工事 一式 外来トイレ改修実施設計・工事 一式 電話設備・ナースコール設備更新 実施設計・工事 一式 照明制御盤更新実施設計 一式	厚岸町	
		町立厚岸病院防災対策事業 スプリンクラー設備流水検知装置等改修 実施設計・工事 一式	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

ア 病院施設

安全で安心できる環境で医療を提供することができるよう、町立厚岸病院については計画的な改修により長寿命化を図るほか、老朽化が進んでいる託児所については、耐震性も踏まえて改修を検討します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

厚岸町では、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」の育成を目指し、少人数指導の実施や外国語指導助手（ALT）の配置など、児童生徒一人ひとりに応じた教育活動の充実を図っています。

人口の減少に伴い児童生徒数も減少し、令和5年度の児童生徒数は477人、町内小・中学校数は6校となり、教育環境の小規模化が進んでいることから、引き続き、学校の適正配置を検討する必要があります。

児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を身に付けられるよう学校・家庭・地域等が連携しながら学校教育の充実に努めるとともに、保護者が安心して子育てができる教育支援が課題となっています。

「厚岸町立学校適正配置計画」に基づいて廃校舎となった施設の利活用や、老朽化した教職員住宅の管理が必要です。

イ 生涯学習

生涯学習は、「ひとつづくり」や「絆づくり」であるため、世代を超えた町民が学習を通して啓発し合い、心身ともに健やかで、生活に潤いと生きがいを増大させる取組が必要です。

厚岸町内には習い事の選択肢が少ないため、生涯学習講座の活用や地域を活用した、地域ぐるみの「学習の場」を提供する必要があります。

生涯を通じての学習は、町民の心の豊かさや、健康で生きがいのある人生の実現につなげることが重要なことから、各種サークルや関係団体と連携した事業などさまざまな年齢層に対応した学びと体験の拡充を図る必要があります。

社会教育施設などを活用しながら、さまざまな学習機会を提供していますが、さらなるサービスの向上を図るために、町民が生涯にわたって、交流できる場や楽しく学べる環境の整備充実を図る必要があります。

ウ スポーツ

スポーツは、健康・体力の維持増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、ゆとりと潤いのある地域社会を育むものとして重要な役割を担っています。近年、町民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたってそれぞれの年齢・体力・技術・目的に応じて、だれもがスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

少子高齢化の進行や、人口減少、働き方の変化などによるライフスタイルの多様化によって、スポーツ施設を利用したスポーツ・レクリエーション活動は

減少傾向にあります。

このような多様性と変化を踏まえながら、町民だれもがスポーツに親しみ、健康で活力ある充実した生活を送ることができるよう、町民のニーズに即したスポーツ・レクリエーション活動の発展に努める必要があります。

競技スポーツにおける厚岸町出身選手の活躍は、町民に大きな希望と感動を与えるとともに、スポーツ・レクリエーション活動に対する意欲向上につながることから、より一層の競技レベル向上と、少年期からの人材育成に努める必要があります。

エ 幼児教育

幼児教育については、質の高い教育を提供するため、厚岸町の幼児教育を担っている私立幼稚園の運営支援を継続する必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

① 教育活動の充実

- ・ 主体的・対話的で深い学びを通して“確かな学力”の育成に努めます。
- ・ 変化する時代をたくましく生きる自立心や、人や社会と共に生きる協調性や社会性など、“豊かな心”の育成に努めます。
- ・ 夢や希望を持って充実した生活を送る土台となる、心身ともに“健康な体”の育成に努めます。
- ・ 地域への理解を深めるとともに、自分と地域との関わりや将来について考える教育を推進します。
- ・ 児童生徒一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かな教育活動を推進します。
- ・ いじめや不登校など、児童生徒一人ひとりが抱える課題に応じた生徒指導を推進します。
- ・ 社会の変化や教育の動向、地域課題に対応する教育を推進します。

② 学校給食の充実と支援

- ・ 学校給食における安全性を確保し、児童生徒の健康保持と近年増加傾向にあるアレルギーの児童生徒に対するアレルギー除去食及び代替食の提供に努めます。また、食中毒の未然防止を図るため、関係機関との連携を密にし、その対策の徹底に努めます。
- ・ 給食活動を通じて、食生活の基礎と食習慣を身に付け、児童生徒自らが健康管理できるよう、食育の推進に努めます。また、地域の食文化への理解を深めるため、生産者団体と連携した地域の食文化に関する学習機会の提供や地場産品を取り入れた給食づくりに努めます。
- ・ 学校給食センターの設備を適切に維持し、安全な学校給食の提供に努めます。
- ・ 子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる

よう、学校給食費の無償化を継続します。

③ 教育施設の管理

- ・ 教育施設の整備及び維持管理に努め、学習機会の均等の確保及び安全で安心な教育環境の充実に努めます。
- ・ 老朽化した住宅の改修・修繕及び解体を計画的に実施し、教職員に対し安心して快適な住環境を整備します。
- ・ 利活用アイデアを募集するなど、廃校舎の有効活用について検討するとともに、地域の実情を踏まえながら適切な管理に努めます。

④ 就学児童生徒・保護者への支援

- ・ 保護者の経済的負担を軽減するため、教材費及び修学旅行費の助成を継続します。
- ・ 就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの支給を継続します。
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費などの支給を継続します。
- ・ 厚岸町立小・中学校に在籍する児童生徒や就学予定者の障がいの有無を把握するとともに、障がいのある児童生徒及び保護者への相談業務や特別支援教育の推進に努めます。

⑤ 北海道厚岸翔洋高等学校への支援

- ・ 通学の利便性向上と教育環境の充実のため、路線バス利用に対する通学費一部助成と学習用タブレット端末の貸与を継続するほか、入学志願者を確保するため、道内外への周知による生徒募集の支援に努めます。
- ・ 厚岸町小中高児童生徒連絡協議会の機能を強化し、義務教育と高等学校教育の生徒指導の連携を図ります。
- ・ 中学生の進路指導の充実を図るため、積極的な情報交換の推進と支援に努めます。

⑥ 地域産業との連携

- ・ 高等学校と地域産業の将来展望に立った地元密着型の教育の推進に協力します。
- ・ 産業団体等との活動連携を支援するとともに、児童生徒と地元企業との交流の場を創出し、仕事観の育成と地元雇用の促進に努めます。

⑦ 奨学金制度の活用

- ・ 奨学基金の健全運用を図るとともに、高等学校、専門学校、短期大学及び大学への奨学金貸与による修学支援と、町内医療機関に勤務した看護師に対する返還金免除制度を活用し看護師育成の支援を継続します。

⑧ 家庭・地域社会と学校との連携

- ・ 学校教育活動への理解と協力を促進するため、参観日をはじめとする学校行事を積極的に地域住民に公開するとともに、学校だよりやホームページを通して学校情報の発信に努めます。また、コミュニティ・スクールの活性化を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ・ 学校と家庭をつなぐ役割とともに、家庭の教育力を高めるため、PTA活

動を支援します。

- ・ 外部講師による授業や講演会を開催するなど、学習の場の提供に努めるとともに、児童の放課後活動の充実のため、児童館と学校との職員間交流や情報共有に努めます。

イ 生涯学習

① 生涯学習推進体制の充実

- ・ 活気のある地域づくりを目指し、町内で活動する社会教育関係団体の活動状況や課題を把握し、自立した活動の活性化を促すために必要な育成支援に努めるとともに、社会教育関係委員の研修機会の拡充を図り資質の向上に努めます。
- ・ 町民がより多くの学習機会を得るため、資格の有無にかかわらず優れた人材の把握と、指導者の育成及び情報周知に努めます。
- ・ 生涯学習の基本方向と推進目標を定めた「厚岸町社会教育中期計画」を推進し、生涯学習活動の充実を図ります。
- ・ 生涯学習に関する情報提供を行い、町民一人ひとりの意識の啓発と高揚に努めます。
- ・ 世代にあった活動を展開するため、気軽に相談できる体制づくりと、生涯学習情報誌やSNSなどを活用した学習情報の周知に努めます。

② 家庭教育の充実

- ・ 家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの家族とのふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣を身に付けるため、子育てに関する支援事業や親子でふれあう事業の実施に努めます。

③ 青少年の健全育成の充実

- ・ 世代間交流や体験活動を実施するとともに、規則正しい生活習慣の習得に向けた『早寝・早起き・朝ごはん』運動の普及を目指し、子どもたちの健全な心身の育成に努めます。

④ 生涯学習環境の充実

- ・ 全世代の町民が潤いと生きがいを感じられる生活を送るため、性別・年齢などにとらわれない学習機会の提供と異世代が学習を通して啓発し合う環境を整え、地域づくりの促進に努めます。
- ・ 高齢者の学びと活躍の場を拡充するため、多様な学習機会の提供と世代間交流の展開に努めます。

⑤ 図書館活動の充実

- ・ 図書資料などを計画的に整備するとともに、イベントや講演会、各種映画上映会を開催し、町民の利用拡大と読書活動の促進を図るほか、芸術文化の向上に努めます。
- ・ 「厚岸町子ども読書活動推進計画」に基づき、幅広い図書館サービスを実施するためにボランティア団体や学校司書と連携し生涯にわたる読書環境の充実に努めます。

- ・ 高齢者施設や関係団体と連携し、読み聞かせや映画鑑賞などを行い、高齢者が心豊かで生きがいのある生活を送るための支援活動に努めます。
- ・ 子どもから大人まで好奇心・探求心を高めるため、レファレンスサービスを充実し、インターネットなどを活用した情報収集のほか、IT関連の講習など、利用者が求めるさまざまな情報提供とITスキルの取得支援に努めます。
- ・ 本館、分館、図書館バスとのネットワークの充実を図り、図書館バス事業の推進に努めます。
- ・ 電子図書館の利用拡大を図るため、郷土資料や行政資料を含めた電子書籍の蔵書の充実と周知に努めます。

⑥ 博物館活動の充実

- ・ 郷土の歴史・文化及び天文・海事に関する知識の普及や情報発信機能を充実させるとともに、学校など関係機関との連携を図り、効果的な学習機会の提供や情報発信などに努め、利用者等の満足度の向上を図ります。
- ・ 博物館活動の基盤となる博物館資料及び地域資源の収集と整理を行い、適切な保存に努めます。

⑦ 社会教育施設の整備充実

- ・ 町民の学習要求に対応するため、社会教育施設の整備充実を図るとともに、芸術文化などの目的に応じた施設づくりに努め、それぞれの機能を活用した施設利用の促進を図ります。
- ・ 真龍小学校の施設利用の促進と町民への広報活動に努めます。

ウ スポーツ

① 生涯スポーツの促進

- ・ 町民だれもがスポーツに親しめるよう、魅力あるプログラムの提供を行うとともに、スポーツ大会やスポーツ教室の充実に努めます。
- ・ 世代間交流や健常者と障がい者が共に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供に努めます。
- ・ 水辺の町ならではのスポーツ・レクリエーションの普及を図るとともに、恵まれた自然環境に調和するアウトドアスポーツのマナーや知識の普及に努めます。

② スポーツ推進体制の充実

- ・ 北海道大会などへ出場する選手に、スポーツ振興助成金の助成を行い、より競技にチャレンジしやすい環境づくりに努めます。
- ・ 競技水準の向上を図るために、指導体制の構築や、競技団体への支援などを行い、より高いレベルにチャレンジできる環境づくりに努めます。

③ スポーツ合宿の促進

- ・ スポーツ団体などが行うスポーツ合宿の普及を図るため、スポーツ施設の機能や環境を活かした誘致に努めます。
- ・ スポーツ団体などが安心して施設を使用できるよう、団体などへの支援

や関係機関との連携に努めます。

④ スポーツ推進体制の充実

- ・ スポーツ・レクリエーション活動の中心的役割を担う指導者の育成・確保と資質向上のために、研修会や講習会の充実を図るとともに、部活動の地域移行を推進します。
- ・ スポーツ協会やスポーツ少年団などのスポーツ団体の育成支援に努めます。
- ・ 生涯スポーツに関するイベント情報、活動情報を積極的に発信し、スポーツに親しめる環境づくりに努めます。

⑤ スポーツ施設の整備充実

- ・ スポーツ環境の充実に向け、各スポーツ施設の年次的な整備充実と有効な利活用の促進に努めます。

エ 幼児教育

① 幼児教育への支援

- ・ 私立幼稚園運営費の給付により、幼児教育を行う幼稚園の健全運営を支援します。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	町立学校LED整備事業 厚岸小学校 一式 真龍小学校 一式 厚岸中学校 一式 真龍中学校 一式	厚岸町	
		町立学校トイレ整備事業 トイレ洋式化・照明改修（LED化） 真龍中学校 一式 厚岸中学校 一式	厚岸町	
	屋内運動場	厚岸中学校屋内運動場暖房設備改修 暖房設備改修 一式	厚岸町	
		町立学校屋内運動場整備事業 厚岸中学校（LED照明整備） 一式 真龍中学校（LED照明整備） 一式 厚岸小学校（LED照明整備） 一式	厚岸町	
	スクールバス ・ポート	スクールバス整備 床潭線 1台 太田線 1台	厚岸町	
	その他	町立学校教育情報端末整備事業 教育情報端末整備 一式	厚岸町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 図書館	情報館整備 全面改修 屋根防水改修 一式 外装改修 一式 建具改修 一式 ほか	厚岸町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 高等学校	高等学校等通学支援 [事業内容] 車両借上、定期券購入助成 [必要性] 町内唯一の高等学校の維持存続のため、通学に対する支援を図る必要がある。 [効果] 通学支援により保護者の負担軽減や学生の利便性の向上が図られ、入学者の増加が期待できる。	厚岸町	
	生涯学習・ス ポーツ	芸術文化 [事業内容] 委託料、使用料、補助金 [必要性] 地域に根ざした芸術文化活動の促進を図るため、芸術活動の普及と奨励のほか、文化協会を支援する必要がある。 [効果] 芸術文化活動の促進を図り、町民の芸術に対する興味・関心・理解を深めることができる。	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	スポーツ振興 [事業内容] スポーツ振興助成 [必要性] 町内のスポーツ団体の競技力や技術力向上のために、各種大会や競技会の出場経費の一部を助成する必要がある。 [効果] スポーツ活動を通じて、町民の心身の健全な発達と町内における技術力や競技力の向上が図られる。	厚岸町	
		公民館解体 [事業内容] 公民館解体 [必要性] 老朽化した町有施設棟の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る必要がある。 [効果] 解体撤去することにより、施設周辺の環境整備及び景観の保全が図られる。	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

ア 学校教育系施設

良好な教育環境を確保するため、児童生徒数の将来推計を見据え、関係者の理解と協力を得ながら学校の適正な配置・管理を行います。また、教員住宅については、住宅の老朽度合いに応じ今後も維持する住宅と廃止する住宅を区分しており、この区分に基づいて計画的な改修や解体を進めます。

イ スポーツ・レクリエーション施設

スポーツ・レクリエーション施設については、安全性を確保しながら楽しめる環境を整備し、機能が類似している施設の更新の際には統合を検討します。

ウ 集会施設

地域の活動拠点施設として存続するため、老朽化に対応した適切な修繕や改修を行うとともに、自主的な地域活動が活発に行われるよう、地域の身近な施設として可能な範囲で地域住民との協働による維持管理に努めます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

厚岸町のコミュニティ活動は、29の自治会とこれらと連携を図る自治会連合会により、それぞれの地域で特性に応じたさまざまな活動が進められていますが、多くの自治会では組織構成戸数の減少や高齢化が進み、財政面や、活動を行うための人材の確保に苦慮している状況にあります。

これまでの間、自治会組織の運営や活動に対する財政面での支援を実施してきました。今後においては、町民の自治意識や地域連帯感を啓発する一方で、自治活動を支援するための人的支援施策を継続し、コミュニティ活動の活性化により、「協働のまちづくり」をより一層推進する必要があります。

自主的な地域活動が活発に行われるよう、地域の身近なコミュニティ施設として、活動拠点となる施設の適正な維持管理と整備を進める必要があります。

(2) その対策

① コミュニティ組織の充実

- ・ 自治会連合会の機能強化と、単位自治会の組織強化や活動の支援に努めます。

② 地域活動の促進

- ・ 自治会活動をはじめとする町民の自主的なコミュニティ活動や協働のまちづくりによる活動の支援推進を図ります。

③ コミュニティ関連施設の整備

- ・ 自主的な地域活動が活発に行われるよう、地域の身近なコミュニティ施設として、集会所などの施設整備を推進します。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>敬老会 [事業内容] 敬老会補助金 [必要性] 地域に根ざした自治会活動の促進を図るため、敬老会開催に係る経費を助成する必要がある。 [効果] 自治会活動の促進を図り町民の自治活動に対する興味・関心・理解を深めることができる。</p>	厚岸町	
		<p>自治振興一般 [事業内容] 自治会連合会補助金、各自治会助成 [必要性] 各町内ごとの相互扶助自治組織の育成振興を図り、防災・交通安全・福祉の向上等の増進を期するため、自治会の行う事務事業に対し補助する必要がある。 [効果] 少子高齢化による人口減少や近隣住民同士の近所付き合いは減少傾向にあったが、東北地方太平洋沖地震を受け防災活動の重要性や自主防災組織の必要性が改めて認識され、各自治会活動が重要視される。</p>	厚岸町	
		<p>自治会活動活性化支援 [事業内容] 自治会活動活性化助成 [必要性] 自治会は、地域の主たるコミュニティ組織として住みよい地域づくりの担い手となり活動しているため、自治会の活動を支援する必要がある。 [効果] 自治会の活動を支援することで、地域の連帯感の高揚と自治会活動の活性化が図られる。</p>	厚岸町	
		<p>自主防災組織活動活発化支援 [事業内容] 自主防災組織活動活発化助成 [必要性] 災害時には、自力避難が困難な人たちの安否確認や避難誘導等、平時からその態勢を築いていく必要がある。 [効果] 自主防災組織の防災資機材の整備や避難訓練等を支援することで、地域住民の安心・安全な暮らしを確保することが期待できる。</p>	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

近年、生活水準の向上や生活様式の多様化が進み、物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさが求められていることから、多くの町民が芸術文化や地域の伝統文化などに親しめるよう、文化活動に参加できる場と芸術鑑賞の機会を拡充する必要があります。

芸術文化活動の中核を担う多くの団体やサークルでは、会員の減少と高齢化が進んでいることから、芸術文化を継承するためには、継承活動の支援や若い世代の加入促進を図る必要があります。

郷土の歴史を未来へつなげるため、文化財の保存と活用が求められていることから、所有者・関係団体などと協力しながら、文化財を適切に維持管理する必要があります。

文化財の保護思想の普及・啓発を図るため、文化財を身近に感じることでできる取組を推進する必要があります。

アッケシソウの自生地は訪れるのが難しい厚岸湖の奥にあるため、郷土館前とチカラコタンにおいて栽培を行っており、今後は町民と協力しながら保護増殖に努めるとともに、新たな栽培候補地を検討する必要があります。

(2) その対策

① 芸術文化活動の充実

- ・ 地域に根ざした文化活動の充実のため、文化団体などの支援のほか、指導者の育成・確保に努めるとともに、部活動の地域移行を推進します。
- ・ 子どもから大人までの各世代を対象とした芸術鑑賞事業を実施し、芸術文化に対する意識の向上に努めます。
- ・ 芸術文化を継承するため、文化団体などと学校が連携した授業の支援に努めます。

② 鑑賞と活動の場の充実

- ・ 芸術文化活動の場として真龍小学校をはじめとする施設の効果的な利活用に努めます。

③ 文化財の保護・保存の推進

- ・ 重要文化財、有形・無形文化財、史跡、天然記念物及び埋蔵文化財について計画的な保護・保存に努めます。
- ・ 新たな文化財の情報収集と調査に努めます。

④ 文化財の活用の推進

- ・ 文化財に対する町民の意識向上を図るため、講演会や見学会などを実施し、文化財の有効活用と情報発信に努めます。
- ・ 発掘調査によって出土した遺物の展示などによる有効活用と、遺跡保護思想の啓発に努めます。

⑤ アッケシソウの保護増殖

- ・ 町の名が付いた貴重な植物である「アッケシソウ」の保護増殖に努めるとともに、新たな栽培候補地の検討を進めます。
- ・ アッケシソウに関する教育・研究活動の推進に努めます。

⑥ 食文化の推進

- ・ 地場産品の知識と料理技術の習得のための料理講習を行い、食文化に対する意識の向上を図ります。
- ・ 厚岸味覚ターミナル・コンキリエの情報発信機能を十分に活かし、厚岸町の食文化の効果的なPRを展開します。
- ・ 地産地消の運動展開により、特色ある豊かな食文化を醸成するとともに、「食」関連事業者や近隣市町村との連携により、観光などの産業に活かします。
- ・ 「食」をテーマとする地域のイベントの開催など、「食」によるまちおこしに向けた啓発と実践、参加の機会の創出に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業 地域文化振興	町史編さん [事業内容] 町史編さん業務委託料 [必要性] 町民の歴史に対する正しい認識 及び郷土に対する理解を深めるた め、厚岸町史を編さんする必要が ある。 [効果] 貴重な史実を後世に残すことで、 文化の振興が期待できる。	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

ア 社会教育系施設

老朽化が著しい太田屯田兵屋は北海道指定有形文化財に指定されていることから、北海道と連携し適切に維持管理します。その他の施設については、それぞれの文化的機能を発揮できるよう維持修繕を徹底します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

エネルギーは、私たちの生活や産業活動などにおいて欠かせないものとなっていますが、エネルギー消費の増加により、大気環境などの地球環境に大きな影響を与えているといわれています。加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故によって、国のエネルギー政策は大きな転換を余儀なくされている中、再生可能エネルギーの普及・拡大が求められています。こうした社会情勢が変化する中、環境への負荷低減を図るため、エネルギーの消費を抑えるとともに、再生可能エネルギーの有効利用に努める必要があります。

厚岸町では、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和32年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

(2) その対策

- ・ LED照明への早期交換や省エネルギー機器の使用を推進します。
- ・ 広報誌などを通じ、省エネルギーに関する情報提供を行い、町民、事業者の意識、行動の啓発と取組を促進します。
- ・ 省エネルギーに関する情報収集を行うとともに、説明会や機器の展示会など、町民、事業者へわかりやすく情報提供を行います。
- ・ 温水プールにおける木質バイオマスボイラーの運用のほか、家畜ふん尿のバイオマス利用について、関係機関と連携して検討を進めます。
- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置支援などの取組を推進します。
- ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギー設備について、「厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップ」において、促進区域として設定した対象地へ景観等に配慮した上で導入を促進します。
- ・ 公用車における省エネルギー化推進のため、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車を導入します。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業 再生可能エネ ルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置奨励 [事業内容] 住宅用太陽光発電システム設置 助成 [必 要 性] 東日本大震災を機に国内のエネ ルギーを取り巻く環境は大きく変 化し、原子力発電所の停止に伴う 電力供給不足の懸念が高まると ともに、再生可能エネルギーによる 発電が、より重要性を増している。 [効 果] 環境への負荷が少ない再生可能 エネルギーの普及を促進すると ともに、町民の環境保全意識の高揚 を図ることが期待できる。	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

・ 環境保全

厚岸町の基幹産業である漁業と酪農業は、自然環境を保全してはじめて成立する産業であり、これらを振興し、地域を活性化するためには、環境への負荷低減など積極的な環境保全を行う必要があります。

陸域から流入する窒素やリンなどの栄養塩類が厚岸湖の水質に大きく影響を及ぼす可能性があることから、継続して水質などの環境を調査し、森林や湿原、河川、外洋がもたらす栄養塩類の物質循環を解明する必要があります。

水質保全に重要となる排水処理については、公共下水道区域外の地区における合併処理浄化槽の整備を推進する必要があります。

水質汚濁の防止については、下水道未整備地域に立地する事業場などからの排水のほか、家畜排せつ物の不適切な処理などの監視・指導を徹底する必要があります。

人体や環境に対して大きな影響を及ぼす恐れのある重金属や化学物質については、大気、水などを通して地下水、土壌などに蓄積されやすく、こうした有害物質の適正な管理、監視が求められています。

現在、地球規模で人間活動が原因の温暖化が進行し、異常気象などのさまざまな影響が出始めています。このため我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球規模での環境保全である地球温暖化への対策が進められています。厚岸町では、令和6年3月に策定した「厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第2期厚岸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、引き続き、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を進めるため、さらなる再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図る必要があります。

厚岸湖・別寒辺牛湿原が開発されず原始の姿で残っていることは、生態系の維持につながり、その生態系の環境の中にある漁業生産物を守り続けられた要因でもあります。私たちが賢明な利用を進めるだけでなく、この貴重な環境を後世へ引き継ぐため、持続可能な開発の考え方の下、ラムサール条約登録地として湿地の保全と生態系や種、個体群それぞれのレベルでの生物の多様性の確保を図る必要があります。

自然とのふれあいは、自然の仕組みを知り、自然保護に対する理解を深める上で大切であるとともに、心の豊かさを育むほか、日常生活や余暇活動においても重要なものとなっています。これらの環境を大切にするとともに活用する発想力を育成し、環境保全に対する意識を向上させるためには、環境教育や環境学習の充実を図る必要があります。

(2) その対策

・ 環境保全

① 山・湿原・川・湖・湾を通っている水・物質の連鎖

- ・ 資源ごみを分別し、売却した収入の一部を財源として山や河畔への植栽を行うことで厚岸湖・湾の保全を図り、漁業生産に貢献する「みどりの循環構想」を基本として、具体的な施策を町民に周知し行動します。
- ・ 地域における海域の環境保全や持続可能な産業と生活のため、河川や厚岸湖・湾の各種データを採取します。
- ・ 厚岸湖の栄養塩類のバランスを含めた物質循環機能の適正な維持のため、国や北海道と連携して調査・研究に取り組みます。
- ・ ラムサール条約登録湿地である厚岸湖・別寒辺牛湿原に関する情報を収集及び発信します。

② 水質調査

- ・ 厚岸湖・湾、河川の水質調査を実施するとともに、監視と指導を進め、良好な水質の確保に努めます。
- ・ 水道水源であるホマカイ川の定期的な水質調査を実施し、安心な飲料水の確保に努めます。
- ・ 融雪期や凍結期または降雨後に上流河川の水質調査を実施し、家畜排せつ物が適正に処理されているか監視、指導します。
- ・ 水環境に関する情報を関係機関と共有します。

③ 事業場などに対する規制及び改善指導

- ・ 法令等に基づく立ち入り検査の実施など、事業場への規制指導を継続的に進めます。
- ・ 海上や岸壁からのパトロールを実施し、油流出事故や工場排水の監視、指導を進めます。

④ 生活排水対策

- ・ せっけん購入助成を支援し、脱合成洗剤による有害物質の排出軽減を図ります。
- ・ 町有施設で使用する洗剤は可能な限りせっけんを使用します。
- ・ 公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置費を支援し、生活排水対策の推進を図ります。

⑤ 大気汚染の防止

- ・ 公用車における排出ガスと燃料消費の抑制のため、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車を導入します。
- ・ 法令により禁止されている簡易焼却炉での焼却や野焼きの防止のため、啓発、指導に努めます。
- ・ ばい煙の適正処理に伴う届出処理状況の確認や自主測定を実施します。
- ・ ばい煙発生施設や粉じん発生施設での法令遵守の徹底を図ります。

⑥ 有害物質対策

- ・ 有害物質全般に対する国などの動向を注視するとともに、情報収集と提

供に努めます。

⑦ 温室効果ガスの排出削減

- ・ 町有施設の二酸化炭素排出量について、平成25年度対比で令和12年度までに50.0%の削減に努めます。
- ・ 町民、事業者に対して、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーを促進することにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

⑧ 生物多様性の確保

- ・ 特定外来生物などの町内での拡大を監視し、情報収集と発信に努めます。
- ・ 厚岸湖・別寒辺牛湿原の動植物の行動や生育分布状況の調査を実施し、保全すべき野生生物の把握に努めます。

⑨ 水源かん養林の取得

- ・ 森林の有する公益的機能による水質の維持向上を図るため、水源かん養林の取得を計画的に進めます。

⑩ 自然とのふれあいの促進

- ・ 厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励助成事業の活用を図ります。
- ・ ラムサール条約締結国や国内登録湿地の資料収集のほか、関係市町村との情報交換に努めます。
- ・ 自然観察会を開催し、自然とふれあえる機会を提供します。
- ・ 各市町村の自然系施設との連携を図り、情報交換の強化に努めます。
- ・ カヌー利用者へのマナーなどの啓発に努めます。

⑪ 子ども環境教育・環境生涯学習の充実と普及

- ・ 環境保全活動の推進を図るため、学校版環境マネジメントシステムを継続して実施します。
- ・ 町内小・中・高等学校が行う環境美化保全運動を支援します。
- ・ 環境分野の専門家や環境学習の実践者、町職員を講師とした環境出前教室を行います。
- ・ 環境講演会を開催します。
- ・ 自然観察会など水鳥観察館主催の「やちっこクラブ」の活動の充実を図り、地域の自然への理解を深める取組を推進します。
- ・ 水鳥観察館の展示や活動内容の充実を図り、環境教育の場として提供します。
- ・ 小学生向けに、ごみ分別などの学習教材を作成し配布します。
- ・ 小・中学生向けに、省エネルギーなどに関する講座を開催します。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		水源かん養林取得 水源かん養林取得	厚岸町	
		湿原、湖沼、河川等の水環境保護 [事業内容] 水質調査、協議会負担金ほか [必要性] 良好な水質を保つための基礎資料とするため、厚岸湖・湾、河川などの水質調査を行う必要がある。 [効果] 水質調査の結果を踏まえた水質保全が期待できる。	厚岸町	

(4) 厚岸町町有施設等総合管理計画との整合

厚岸町町有施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

14 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住 ・地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 移住・定住	移住・定住 [事業内容] 移住・定住経費 [必要性] 移住・定住を促進するため、移住イベントへの参加並びに移住パンフレット及び移住定住促進動画の制作などの作成が必要 [効果] 移住希望者に対して効果的な情報及び厚岸町の魅力を発信することにより、移住者（移住検討者）の増加につながる。	厚岸町	
		移住体験住宅 [事業内容] 移住体験住宅経費 [必要性] 移住検討者に厚岸町での生活を体験してもらうため、「移住体験住宅」を設置し、移住体験事業を実施する必要がある。 [効果] 移住検討者に厚岸町での生活を体験してもらうことによって、厚岸町への移住・定住及び関係人口の増加につながる。	厚岸町	
		移住・定住促進補助金 [事業内容] 移住・定住促進補助金 [必要性] 令和2年9月に実施した「結婚等に関するアンケート」結果において、「家賃が高くて定住するには難しい」と不安を抱えている町民が一定数いたことから、移住・定住の促進を目的に、町内に移住・定住しようとする者の負担を軽減するため、引越費用及び家賃の一部を補助する必要がある。 [効果] 移住・定住を促進し、移住・定住人口の増加による地域の活性化につながることを期待できる。	厚岸町	
	地域間交流	移住支援金 [事業内容] 移住支援金 [必要性] 厚岸町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、「UIJターン新規就業支援事業」を北海道と共同に実施し、東京圏から厚岸町に移住して、新規に就業または起業した者を支援する必要がある。 [効果] 移住・定住の促進及び中小企業等の人手不足解消につながることを期待できる。	厚岸町	
		友好都市・姉妹都市交流 [事業内容] 友好都市・姉妹都市交流経費 [必要性] 町民がより幅広い視野や識見を持ち、活力ある地域づくりに貢献するため、友好都市・姉妹都市との地域間交流を促進する必要がある。	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p>[効果] 地域間交流の促進により、魅力ある地域づくり・人づくりが期待できる。</p> <p>新規就農者誘致奨励 [事業内容] 新規就農者誘致奨励費 [必要性] 新規就農者の誘致促進を図るため、厚岸町の区域内において新たに酪農業を営み、厚岸町の産業振興に寄与する者に対し奨励金、その他援助を行う必要がある。</p> <p>[効果] 酪農支援体制を強化することにより、新規就農者の誘致、援助を図ることが期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>森林資源利活用 [事業内容] 林地残材等収集・おが粉製造委託 [必要性] 森林環境の荒廃防止や生物多様性を保全するため、資源の地産地消を図る必要がある。</p> <p>[効果] 造林施業の際に生じる林地残材を森林資源として有効活用することにより、林業及び地域経済の活性化に繋がる事が期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>漁業近代化資金利子補給 [事業内容] 漁業近代化資金利子補給 [必要性] 漁業施設の整備拡充を図り漁業経営の近代化を推進するなど漁業者等に対し、資金を融資する融資機関に予算の範囲内で利子補給を行う必要がある。</p> <p>[効果] 漁業者の所得向上につながり、魅力ある職業として、将来の後継者となる人材の確保が見込まれます。</p>	厚岸町	
		<p>商工業・6次産業化 商工振興一般 [事業内容] 補助金 [必要性] 中小企業の支援のため、指導事業（経営改善普及事業）を行う商工会に対して補助する必要がある。</p> <p>[効果] 中小企業の経営改善等を通して地域経済の活性化の推進が図られる。</p>	厚岸町	
		<p>小規模商工業者設備近代化資金貸付 [事業内容] 小規模商工業者設備近代化資金貸付 [必要性] 厚岸町の小規模商工業者における設備の近代化を促進するため、これに必要な機械等を購入するに要する資金の貸付を行う必要がある。</p> <p>[効果] 設備が近代化し、生産性や付加価値が向上することにより、中小企業が安定した経営の下、事業を展開することができる。</p>	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	観光	観光振興一般 [事業内容] 補助金 [必要性] 観光振興の推進や郷土文化の向上、地域経済の向上を図る必要がある。 [効果] 地域資源を活用した魅力と特色のある観光メニューや観光ルート、観光施設などの基盤整備を図ることができる。	厚岸町	
		観光宣伝 [事業内容] 観光PR経費 [必要性] 厚岸町の観光を広く宣伝するため、観光パンフレット、観光情報誌での観光PR、ご当地キャラクター「うみえもん」を活用した観光PR、道央圏でのプロモーションなどに努める必要がある。 [効果] 厚岸町の知名度を高め、観光客誘致を図り、地域経済の活性化に繋がることが期待できる。	厚岸町	
		厚岸情報ネットワーク [事業内容] 厚岸情報ネットワーク管理経費 [必要性] 地デジ難視聴地域に対する地デジ電波の再送信、全世帯に設置した告知情報端末の適切な運用管理として必要がある。 [効果] 地デジ難視聴対策、告知情報端末を利用した行政情報・災害情報の各戸への伝達を可能にする。	厚岸町	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業 情報化	地方バス路線維持対策 [事業内容] 地方バス路線助成 [必要性] 公共交通の利用者は減少傾向にあり、事業者の経営は厳しい状況にあるが、高齢者や障がい者などの移動手段として大きな役割を担うことから、公共交通を維持する必要がある。 [効果] 地方バス路線に助成することで、町民の貴重な移動手段であるバス路線が維持できる。	厚岸町	
		地方公共交通対策 [事業内容] 地方公共交通対策 [必要性] 厚岸町で実施している、デマンド交通を継続して行っていくために、運行に係る委託料の及び協議会開催のための負担金の負担をするほか、公共交通網を維持するにあたって必要となる運転手確保に向けた免許取得への助成を実施していく必要がある。	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持 続的発展特 別事業 生活 環境	[効 果] デマンド交通を継続して実施することによって、町民が安心して暮らし続けられる生活交通を確保することができる。	厚岸町	
		住宅新築・リフォーム支援 [事業内容] 住宅新築助成 住宅リフォーム助成 [必 要 性] 安全・安心で快適な住環境の促進並びに良質な住宅ストックの形成による町民の生活の向上及び定住人口を確保する必要がある。		
		[効 果] 施工業者を町内参加登録業者に限定することで、建設・リフォーム工事に伴う町内経済の活性化にもつながり、新たな人口の流入も期待できる。		
		公衆浴場経営助成 [事業内容] 助成金 [必 要 性] 入浴設備のない町民の入浴機会と公衆衛生を確保するため、公衆浴場の既存事業者への経営支援に努める必要がある。		
		[効 果] 経営を支援することで公衆浴場の確保が維持できる。		
その他	花のあるまちづくり [事業内容] 助成金 [必 要 性] 緑と花のうるおいに満ちたまちづくりや豊かな生活環境の創造のために必要がある。	厚岸町		
	保育所、職員住宅解体 [事業内容] 保育所解体 職員住宅解体 [必 要 性] 老朽化した町有施設棟の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る必要がある。	厚岸町		
		[効 果] 解体撤去することにより、施設周辺の環境整備及び景観の保全が図られる。	釧路東部 消防組合	
		旧消防庁舎等解体 [事業内容] 旧消防庁舎等解体 [必 要 性] 老朽化した町有施設棟の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る必要がある。		
		[効 果] 解体撤去することにより、施設周辺の環境整備及び景観の保全が図られる。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て支援、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>子育て支援対策 [事業内容] 次世代出産祝金支給 子どもとお出かけハイヤー券 交付事業 妊産婦健康診査通院費助成 [必要性] 人口減少対策においてはより一層子どもを産み育てやすい環境の整備が必要である。 [効果] 家庭における子育て環境整備に役立つとともに、子を多く持とうとする保護者の増加に寄与することができる。</p>	厚岸町	
	高齢者・障害者福祉	<p>[事業内容] ひとり親家庭等医療費 [必要性] 誰もが安心して医療を受けるために、ひとり親家庭の母又は父又は児童に対し医療費の一部を助成する必要がある。 [効果] ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進が期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>福祉灯油 [事業内容] 福祉灯油購入費助成 [必要性] 低所得の高齢者等の自立した日常生活を支援するため冬期間に使用する暖房用燃料の購入の一部を助成する必要がある。 [効果] 低所得の高齢者等の自立した日常生活・社会生活の促進が図られる。</p>	厚岸町	
		<p>地域生活支援 [事業内容] 地域活動支援センター運営、外出支援サービス、地域訪問支援 [必要性] 障がいのある人やその家族が安心して地域生活を送ることができるように、相談など支援体制の充実を図る必要がある。 [効果] 支援体制の充実を図ることにより、自立した日常生活・社会生活の促進が期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>重度心身障害者医療費 [事業内容] 重度心身障害者医療費 [必要性] 誰もが安心して医療を受けるために、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成する必要がある。 [効果] 重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進が期待できる。</p>	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>介護予防・生活支援（高齢者福祉） [事業内容] 生きがい活動支援通所事業委託 [必要性] 要介護・要支援認定を受けていない高齢者に対し、個々の心身の状況や生活環境等に応じた外出・交流の場を提供する必要がある。 [効果] 日常生活の訓練や趣味に関する活動などを行うサービスを活用することで、高齢者の閉じこもり防止や生きがい活動の機会とし、過疎地域においても外出・交流の場を確保し安定した生活の維持を図ることができる</p>	厚岸町	
		<p>老人クラブ運営支援 [事業内容] 補助金 [必要性] 高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を推進しており、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するものとして、老人クラブの活動・事業の育成が必要である。 [効果] 老人クラブでの活動を通して「外出する」「人と会う・話す」という良い機会を得ることができ、またそうすることでそれぞれの健康状態等を互いに確認しあうことができる</p>	厚岸町	
		<p>福祉バス運行 [事業内容] 福祉バス運行委託料 [必要性] 高齢者、心身障害者及び福祉関係者によって組織される福祉団体等が、教養研修、レクリエーション、健康、その他福祉の向上等を図る活動を行うために必要である。 [効果] 福祉団体等の育成及び活動の活性化を図り、地域福祉の向上が実現することができる</p>	厚岸町	
		<p>福祉交通回数券助成 [事業内容] 福祉交通回数券 [必要性] 高齢者等の積極的な社会参加を促進するため、町内の幅広い交通機関利用に対して助成する必要がある。 [効果] 高齢者等の健康と福祉の増進が期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>高齢者等通院交通費助成 [事業内容] 高齢者等通院交通費助成 [必要性] 車いすを使用している住民において、通院に掛かる交通費の負担が大きいため、交通費の助成を行う必要がある。 [効果] 交通費の負担を軽減することで、健康の維持増進が図られる。</p>	厚岸町	
		<p>長寿祝金 [事業内容] 長寿祝金</p>	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[必要性] 高齢の町民に対し長寿祝金を贈呈しその長寿を祝福することで町民の敬老思想の高揚を図る必要がある。</p> <p>[効果] 敬老思想の高揚と長寿の祝福を通し保健福祉の向上が期待できる。</p>		
	健康づくり	<p>元気いきいき高齢者応援 [事業内容] 元気いきいき高齢者応援記念品 [必要性] 高齢者が健康増進に努め、介護認定を受ける必要のない元気な状態を維持する意欲の高揚を図り、いきいきと生活・活躍していける地域をつくる必要がある。</p> <p>[効果] 地域住民の介護予防や健康年齢の引き上げを図ることができる。</p>	厚岸町	
		<p>健康推進一般 [事業内容] 釧根広域救急医療確保負担金 [必要性] 地域医療の確保を図るため、医療を円滑に行い町民の健康維持に寄与する必要がある。</p> <p>[効果] 釧根広域緊急医療確保により、町民への医療体制の維持を図ることができる。</p>	厚岸町	
		<p>母子保健 [事業内容] 特定不妊治療費助成補助金 思春期ふれあい体験協力者記念品 新生児聴覚検査費用助成 [必要性] 出生率向上のため、特定不妊治療法以外では妊娠の見込みのない、又は少ない夫婦に対して治療費の経済的支援を行う必要がある。また、次代を担う健康的な世代を育成するため、成人期に向けた将来設計や心身の健康保持に関心を持たせる必要がある。</p> <p>[効果] 出生率が向上するとともに、地域の活性化に繋がることが期待できる。 また、自身の将来を考える時期である思春期に親子との各種交流を体験することで、健全な母性や父性を備えた若者の育成が期待できる。</p>	厚岸町	
		<p>がん予防保健 [事業内容] がん検診委託料 [必要性] がん予防の早期発見のため、定期的検診を推進する必要がある。</p> <p>[効果] 各種がんの早期発見・早期治療に資するばかりではなく、がん検診等の認識度を高めることで、適切な予防と行動を図ることができる。</p>	厚岸町	
		<p>子どもインフルエンザワクチン予防接種費用助成 [事業内容] 子どもインフルエンザワクチン予防接種費用助成</p>	厚岸町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 高等学校	[必 要 性] 子育て世代の家庭において、全額自己負担であるインフルエンザ予防接種に掛かる費用負担が大きいため、18歳までの子どもを対象に、ワクチン接種費用の助成を行う必要がある。 [効 果] 乳幼児で特に重症化しやすい感染症であるインフルエンザの罹患予防、重症化予防を行うことで、子育て世代の家庭への子育て支援を図ることができる。	厚岸町		
		高等学校等通学支援 [事業内容] 車両借上、定期券購入助成 [必 要 性] 町内唯一の高等学校の維持存続のため、通学に対する支援を図る必要がある。 [効 果] 通学支援により保護者の負担軽減や学生の利便性の向上が図られ、入学者の増加が期待できる。			
		生涯学習・スポーツ 芸術文化 [事業内容] 委託料、使用料、補助金 [必 要 性] 地域に根ざした芸術文化活動の促進を図るため、芸術活動の普及と奨励のほか、文化協会を支援する必要がある。 [効 果] 芸術文化活動の促進を図り、町民の芸術に対する興味・関心・理解を深めることができる。			厚岸町
		スポーツ振興 [事業内容] スポーツ振興助成 [必 要 性] 町内のスポーツ団体の競技力や技術力向上のために、各種大会や競技会の出場経費の一部を助成する必要がある。 [効 果] スポーツ活動を通じて、町民の心身の健全な発達と町内における技術力や競技力の向上が図られる。			厚岸町
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業 集落整備	その他 公民館解体 [事業内容] 公民館解体 [必 要 性] 老朽化した町有施設棟の倒壊等を防ぎ、施設周辺環境整備及び景観の保全を図る必要がある。 [効 果] 解体撤去することにより、施設周辺環境整備及び景観の保全が図られる。	厚岸町		
		敬老会 [事業内容] 敬老会補助金 [必 要 性] 地域に根ざした自治会活動の促進を図るため、敬老会開催に係る経費を助成する必要がある。 [効 果] 自治会活動の促進を図り町民の自治活動に対する興味・関心・理解を深めることができる。	厚岸町		
		自治振興一般 [事業内容] 自治会連合会補助金、各自治会助成	厚岸町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[必要性] 各町内ごとの相互扶助自治組織の育成振興を図り、防災・交通安全・福祉の向上等の増進を期するため、自治会の行う事務事業に対し補助する必要がある。</p> <p>[効果] 少子高齢化による人口減少や近隣住民同士の近所付き合いは減少傾向にあったが、東北地方太平洋沖地震を受け防災活動の重要性や自主防災組織の必要性が改めて認識され、各自治会活動が重要視される。</p> <p>自治会活動活性化支援 [事業内容] 自治会活動活性化助成</p> <p>[必要性] 自治会は、地域の主たるコミュニティ組織として住みよい地域づくりの担い手となり活動しているため、自治会の活動を支援する必要がある。</p> <p>[効果] 自治会の活動を支援することで、地域の連帯感の高揚と自治会活動の活性化が図られる。</p> <p>自主防災組織活動活性化支援 [事業内容] 自主防災組織活動活性化助成</p> <p>[必要性] 災害時には、自力避難が困難な人たちの安否確認や避難誘導等、平時からその態勢を築いていく必要がある。</p> <p>[効果] 自主防災組織の防災資機材の整備や避難訓練等を支援することで、地域住民の安心・安全な暮らしを確保することが期待できる。</p>	厚岸町	
10地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>町史編さん [事業内容] 町史編さん業務委託料</p> <p>[必要性] 町民の歴史に対する正しい認識及び郷土に対する理解を深めるため、厚岸町史を編さんする必要がある。</p> <p>[効果] 貴重な史実を後世に残すことで、文化の振興が期待できる。</p>	厚岸町	
11再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>住宅用太陽光発電システム設置奨励 [事業内容] 住宅用太陽光発電システム設置助成</p> <p>[必要性] 東日本大震災を機に国内のエネルギーを取り巻く環境は大きく変化し、原子力発電所の停止に伴う電力供給不足の懸念が高まるとともに、再生可能エネルギーによる発電が、より重要性を増している。</p> <p>[効果] 環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、町民の環境保全意識の高揚を図ることが期待できる。</p>	厚岸町	
12その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項		<p>湿原、湖沼、河川等の水環境保護 [事業内容] 水質調査、協議会負担金ほか</p> <p>[必要性] 良好な水質を保つための基礎資料とするため、厚岸湖・湾、河川などの水質調査を行う必要がある。</p> <p>[効果] 水質調査の結果を踏まえた水質保全が期待できる。</p>	厚岸町	